



文部科学省

令和 8 年度 予算（案）主要事項

【初等中等教育局】

1

教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

●義務教育費国庫負担金

1兆7,118億円 (1兆6,210億円)

学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保するため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化等に係る新たな「定数改善計画」を策定する。また、教職調整額の改善や主務教諭の創設等の教師の待遇改善を図る。

●教師を補助する支援スタッフの配置

96億円 (93億円)

教師の負担軽減のための教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実

●行政による学校問題解決のための支援体制の構築

2億円 (1億円)【2億円】

教育委員会への学校問題解決支援コーディネーターの配置や事案ごとの解決策の整理・提示、学校における保護者等対応の高度化などの支援体制を構築

2

教師人材の確保強化

●子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進

0.3億円 (0.5億円)

学校組織の教育力や課題対応力を最大化するために必要な管理職の高度なマネジメント能力等の一層の向上のための研修支援

●教師の新たな入職モデルの創出

【1億円】

学校現場における短期間の欠員を補う、教師入職の新たなモデルの創出により、指導体制確保、学校における働き方改革を推進し、教師の魅力向上を図る

3

GIGAスクール構想の更なる推進と学校DXの加速

●情報活用能力の抜本的向上、校務DXの更なる加速及び基盤整備

16億円 (17億円)【57億円】

次期学習指導要領を見据えた情報活用能力向上のための研修の充実支援、次世代校務DX環境の整備や通信ネットワークの改善、生成AIの活用等を通じた教育課題の解決・教育DXの推進

※1人1台端末の着実な更新

【676億円】

●学習者用デジタル教科書の導入

17億円 (17億円)【2億円】

小中学校等における英語等のデジタル教科書の配布、デジタル教科書の効果的な活用方法等に関する実証研究等を実施

4

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

●幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援

5億円 (5億円)

架け橋期のカリキュラム策定やコーディネーターの育成・派遣等を促進

●幼児教育の質の向上に関する調査研究等

2億円 (3億円)

幼児期の学びを深めていくための調査研究、幼稚園教諭等の人材確保、幼児教育の影響を検証する大規模縦断調査等を実施

●幼児教育の質を支える環境整備

12億円 (13億円)【40億円】

ICT環境整備や施設の耐震化等、教育環境整備の支援を実施

5

高等学校改革の推進

●高等学校改革の推進

【3,007億円】

高等学校教育改革促進基金による産業イノベーション人材等の育成、DXハイスクールによるデジタル等成長分野を支える人材育成

6 新しい時代に求められる資質・能力の育成

● 教育課程の充実 21億円 (21億円) 【 4億円】

学習指導要領の円滑な実施に向けたAI活用等を通じた英語教育の抜本強化、理科教育の充実のための支援

● 道徳教育の充実 42億円 (43億円)

「道徳教育アーカイブ」の充実をはじめとした、道徳教育の質的向上に向けた取組の推進、道徳科の教科書の無償給与

7 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置充実 88億円 (86億円)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置の実施、不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実、スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質向上等

● 校内外教育支援センターの機能強化等 12億円 (7億円)【 2億円】

校内教育支援センター支援員の配置拡充、保護者等への相談支援体制の強化による教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の設置促進等

● いじめ・自殺予防対策等の推進 0.1億円 (0.1億円)【 1億円】

いじめ対応伴走支援チームのモデル構築を推進するとともに、医療及び学校現場が連携した自殺の早期対応に関するガイドラインの普及等

● 夜間中学の設置促進・充実 1億円 (1億円)

夜間中学の設置促進や教育活動の充実

8 生涯を通じた障害者の学びの推進

● 特別支援教育の充実 51億円 (51億円)

医療的ケア看護職員等の配置促進、就学前から就労を見据えた発達障害児支援、ICTを活用した教育と福祉の連携、手話理解を含む聴覚障害教育の充実、インクルーシブな学校運営モデルの構築等

9 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

● 高校生等への修学支援の見直し 6,174億円 (5,285億円)

高等学校等就学支援金制度の拡充、高校生等奨学給付金の拡充等

● 義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

補助金における予算単価の引き上げ 5億円 (5億円)

10 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

● 体験活動の推進 1億円 (1億円)

小・中・高等学校等における宿泊体験活動や、不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の推進

● キャリア教育の充実 0.1億円 (0.1億円)

地域の教育関係者、産業界、行政等のそれぞれのリソースを活かしたキャリア教育を効果的に進めるため、「キャリア教育プラットフォーム」の構築を推進

11 義務教育教科書の無償給与

● 義務教育教科書購入費 470億円 (472億円)

物価高騰や人件費増等に対応した適正な教科書価格の改定

【目 次】

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進	4
2. 教師人材の確保強化	11
3. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DXの加速	14
4. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上	24
5. 高等学校改革の推進	35
6. 新しい時代に求められる資質・能力の育成	38
7. 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進	44
8. 生涯を通じた障害者の学びの推進	52
9. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	59
10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実	69
11. 義務教育教科書の無償給与	72
<参考> 令和8年度東日本大震災復興特別会計予算（案） 【初等中等教育局関係】	74

- 1．教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

新たな「定数改善計画」の策定（令和8年度～令和10年度） (義務教育費国庫負担金)

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

1兆7,118億円
1兆6,210億円



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい待遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた待遇改善を図る。

新たな「定数改善計画」 7,596人【24,605人】 (〔 〕は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む）)

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。（児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われる事が見込まれる。）

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,580人【16,580人】

令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。

★ 養護教諭の配置充実 104人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ <小:851人→801人以上、中:801人→751人以上>

★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】 (小:100人[300人]、中:550人[2,640人])

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るために、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減（▲7,800人）のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の待遇改善 +136億円

○主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い待遇とする（月額6,000円程度）。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

日額2,700円 ⇒ 日額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和9年1月～）、算定方法の適正化等を行う。
部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。

学校の働き方改革加速化に向けた体制構築の支援

令和8年度予算額（案）

99億円

（前年度予算額）

94億円

令和7年度補正予算額

2億円



■ 教師を補助する支援スタッフの配置

【補習等のための指導員等派遣事業（115億円）の内数】

対象

都道府県・指定都市

補助率

1/3

教員業務支援員の配置

29,720人（28,100人）

全ての小中学校への配置支援に加え、
教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援

<事業内容>

教師が担う授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポート

副校長・教頭マネジメント支援員の配置

1,300人（1,300人）

副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に
支援するための人材の配置を支援

<事業内容>

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

（参考）義務教育費国庫負担金において、副校長・教頭や事務職員等に係る教職員定数の改善を措置。

■ 行政による学校問題解決の支援体制の構築

2億円（1億円）

① 市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

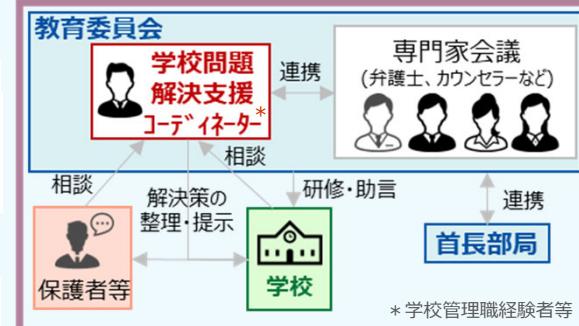
学校問題解決支援コーディネーターの配置により、学校だけでは解決が難しい
事案等について直接相談を受け付け、専門家の意見も聞きながら解決策を整理・提示

対象	市区町村	対象数 補助率	50箇所 1/3
----	------	------------	-------------

② 都道府県における広域的な支援体制の構築

- 市区町村教育委員会・学校への相談会・研修会の開催、手引きの策定等を通じ、
広域的な支援体制を構築
- 小規模自治体における困難事案について、学校問題解決支援コーディネーターが保護者や学校等から相談を受け付けたり、
専門家を紹介する体制を整備

対象	都道府県 政令市	対象数 補助率	30箇所 1/3
----	-------------	------------	-------------



教育委員会における体制構築（イメージ）

令和7年度補正予算において、自治体における体制構築への支援や、学校における保護者等対応の高度化に係る調査研究を実施。（令和7年度補正予算額 2億円）

■ 働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援 0.6億円（0.6億円）

■ 校務DX加速化に向けた取組事例の創出・横展開（令和7年度補正予算額 3億円の内数）

学校における支援スタッフの配置支援

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額

124億円

121億円）



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実と働き方改革を実現**

補習等のための指導員等派遣事業

教員業務支援員の配置【拡充】

人数：29,720人（28,100人）

＜事業内容＞

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

＜想定人材＞

地域の人材（卒業生の保護者など）

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

115億円（116億円）

副校長・教頭マネジメント支援員の配置

人数：1,300人（1,300人）

＜事業内容＞

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

＜想定人材＞

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

人数：7,950人（9,200人）

＜事業内容＞

児童生徒一人一人にあたきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・児童生徒の学習サポート進路指導
- ・キャリア教育
- ・学校生活適応の支援
- ・教師指導力向上等

＜想定人材＞

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

＜実施主体＞

都道府県・指定都市

＜負担割合＞

国1/3、都道府県・指定都市2/3

校内教育支援センター支援員の配置事業 9億円（4億円）

＜事業内容＞

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、在籍学校での学びに向かい一つある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援

※ 対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の質向上に向けた研修の実施に係る経費も含む

＜配置校数＞

4,000校（2,000校）

＜負担割合＞

国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3

＜実施主体＞

学校設置者（主に市区町村）



行政による学校問題解決のための支援体制の構築

令和8年度予算額（案）

2億円

（前年度予算額）

1億円

令和7年度補正予算額

2億円

現状・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が、学校運営上の大いな課題。学校のみによる対応とせず、経験豊かな学校管理職経験者等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- また、学校現場における電話等による保護者等との連絡対応が必要以上に教職員の負担になっているとの指摘もあり、学校における働き方改革を加速させるとともに、より適時・適切な連絡対応を可能とするため、行政の支援の下、外部機関も活用した対応の高度化が必要。

事業内容

①市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

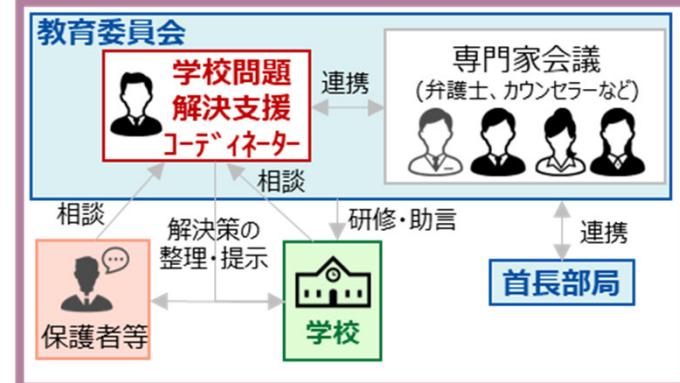
- 市区町村教育委員会に、学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。学校や保護者等から学校だけでは解決が難しい事案等について直接相談を受け付けるとともに、必要に応じ、両者から事情を聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに解決策を整理・提示する。

補助 対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家会議の開催等に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	市区町村
	対象数 補助率	50箇所 1/3	

②都道府県における広域的な支援体制の構築

- 経験豊かな学校管理職経験者等が市区町村教育委員会や学校を訪問するアウトリーチ型の巡回相談会や、指導主事や教職員等を対象とした研修会の定期的な開催、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求への対応のための手引きの策定等を通じ、広域的な学校への支援体制を構築する。
- 学校問題解決支援コーディネーターを配置し、単独でコーディネーターを置くことができない小規模自治体における困難事案について、保護者や学校等から相談を受け付けたり、専門家を紹介する体制を整備する。

補助 対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家による訪問・研修等に必要な経費 手引き等の作成に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	都道府県 政令市
	対象数 補助率	30箇所 1/3	



教育委員会において体制を構築する場合のイメージ

③行政による学校問題解決のための体制構築に向けた支援【★】

- 行政による学校問題解決のための支援体制の構築の取組を行う自治体に対し、他自治体の事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた伴走支援等を行うことにより、各都道府県・市区町村のさらなる取組を推進する。

件数・単価	1団体×約1億円	委託先	民間事業者
-------	----------	-----	-------

④学校における保護者等対応の高度化【★】

- 保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を、外部事業者に委託して整理・分類すること等による、学校では対応困難な案件の行政による早期対応や、学校における働き方改革への影響について調査研究を行う。

件数・単価	1団体×約0.6億円	委託先	民間事業者
-------	------------	-----	-------

学校における働き方改革推進事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

0.6億円

0.6億円）



現状・課題

教師の厳しい勤務実態がある中、学校における働き方改革を進めることは喫緊の課題である。

学校における働き方改革をさらに進めるためには、全ての教育委員会において、働き方改革に関する計画を立て、それに基づいて具体的な施策を実施し、隨時進み具合を確認の上、保護者・地域住民等に公表しながら、その効果を検証し、施策の改善を図ることが重要である。

こうした一連の取組を進めるためには、学校を取り巻く状況などに関する幅広い知識・情報・ノウハウを総動員することが必要であり、多くの教育委員会において課題を感じるものであることから、各教育委員会が円滑にこうした働き方改革の取組を進められるよう、専門知識に基づく助言などによるきめ細かな伴走支援が必要である。

事業内容

○働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援

学校における働き方改革の知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績のある有識者を「働き方改革アドバイザー」として委嘱し、働き方改革に関する計画策定や、計画に基づく施策の実行、その施策の効果検証等、一連の働き方改革の取組を進める中で課題を感じている教育委員会からの相談に対し、助言を行う。

相談内容例

- ・働き方改革に関する計画の策定や、実施した施策の効果検証を効果的に進めたい。
- ・管理職のマネジメントを強化することで、教職員間の業務の役割分担を徹底させたい。
- ・保護者・地域住民・首長部局に対して、登下校時の見守りや学校徴収金の徴収・管理等の「学校以外が担うべき業務」への協力をお願ひしたい。
- ・その他、働き方改革に関する施策の進め方について相談したい。 等

活用場面例

- ・働き方改革に関する教育委員会・首長部局内の会議・打合せにおけるアドバイザーとして。
- ・教育委員会が主催する、校長会や管理職のマネジメント研修における講師として。
- ・教育委員会・学校が主催する、保護者・地域住民への説明会における講師として。 等

○成果の普及等

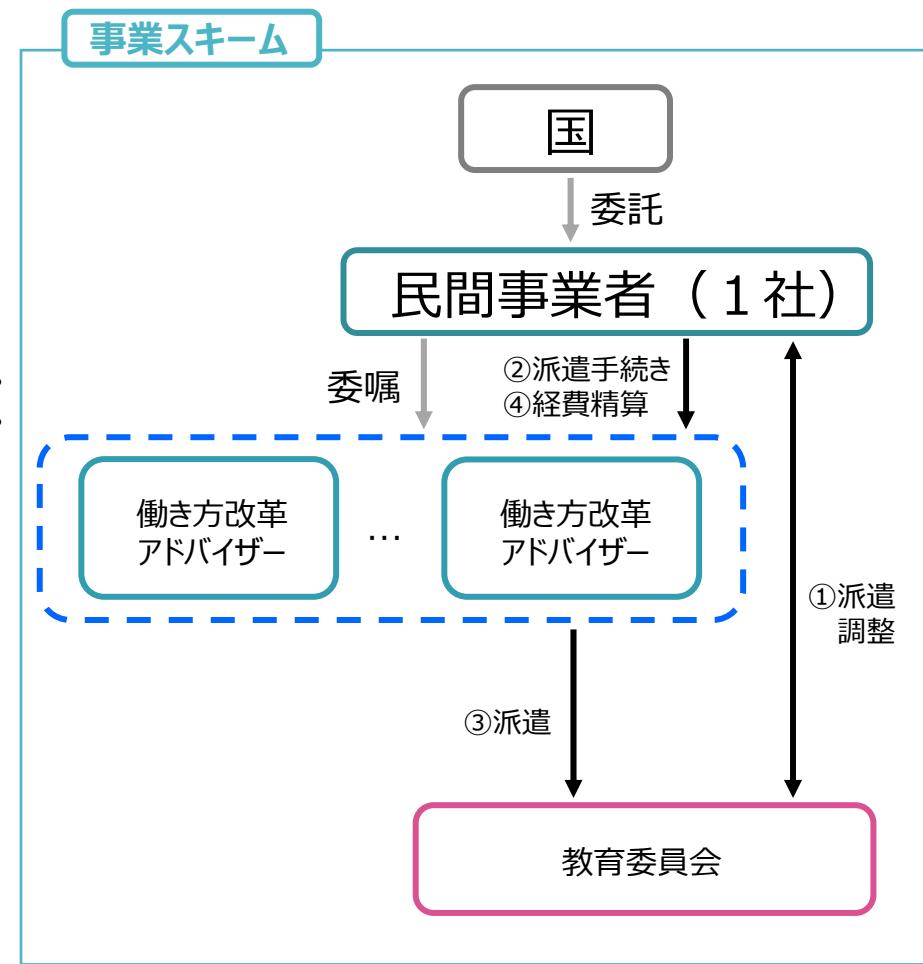
伴走支援により創出・改善された各教育委員会の取組について、その効果も含めて広く発信し、全国の教育委員会・学校現場への普及を図る。

件数・単価

1 団体×約6,000万円

委託先

民間事業者



教師の精神疾患による病気休職対策推進のための専門家活用事業



令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

0.5億円

（文部科学省）

現状・課題

○令和6年度の公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は7,087人

→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

(参考) 1年以内に精神疾患を再発している割合は18.1%、

精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は 34.8% (令和6年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より)

事業内容

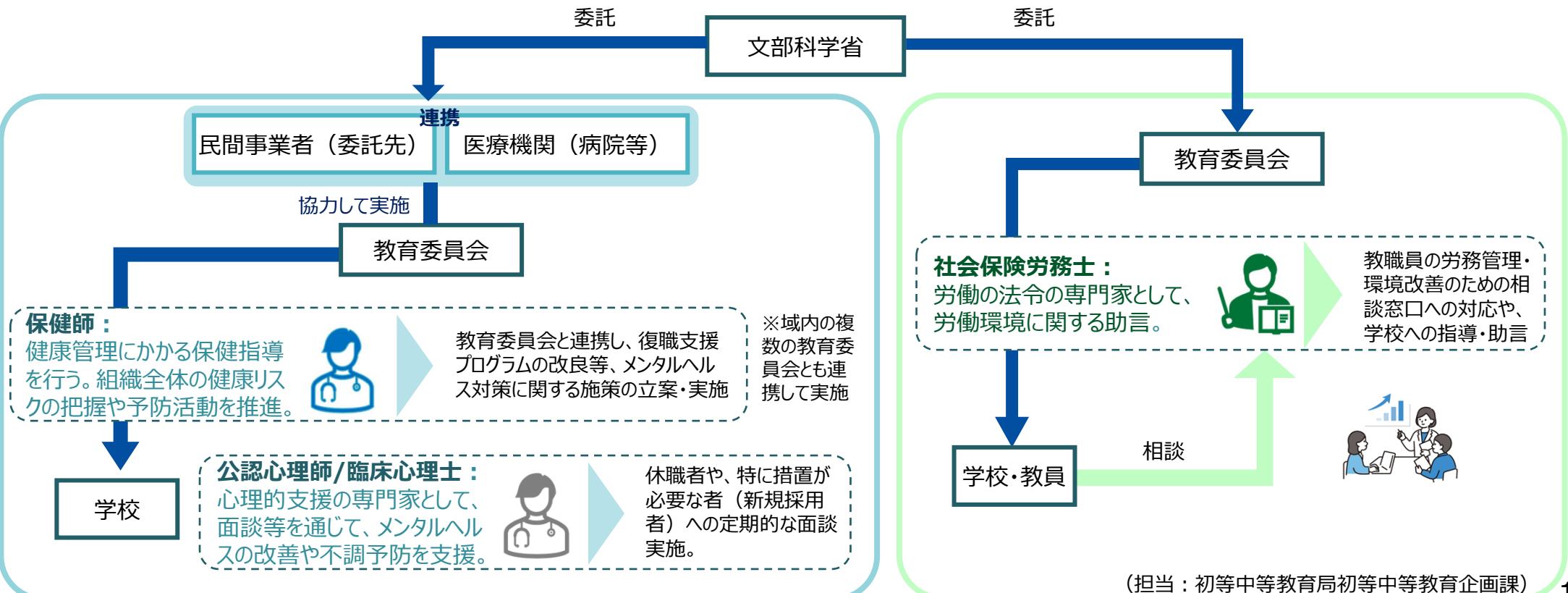
教育委員会におけるメンタルヘルス対策において、医師や保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面の専門家の活用方策を検証・展開。具体的には、保健師は教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、対策に関する体系だった施策の構築・実施を行い、臨床心理士は、学校・教員の面談を行う。

また、社会保険労務士等、労務管理の専門家を活用した、職場環境改善のための相談窓口等の設置・活用についても効果検証・展開。

○件数・単価 :

調査研究①：民間企業等（医療・産業保健関係）【約40百万円】

調査研究②：地方公共団体【約5百万】



2. 教師人材の確保強化

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業

令和8年度予算額（案） 0.3億円
(前年度予算額) 0.5億円



背景・課題

- 教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する**子供の新たな学びの実現**のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要。
- 管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要。
- 国は、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう支援を講じていくことが必要。

事業内容

5都道府県・指定都市

事業：探究型研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現

対象 ○各学校の校長と中堅教員（ペア）、教育委員会の研修担当指導主事等

内容 ○**参集研修**では、指導助言大学の参加も得て、組織や教師個人の**現状把握**や**課題設定**に関する協議・演習を実施。**校内実践**では、チーム学校として、**現状把握**や**課題設定**、**行動計画策定**、学校運営協議会などを含む**体制づくり**等を行う。

目標 ○**参集研修と校内実践を繰り返す**中で、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、学校管理職の総合的な**マネジメント力の強化**を図るための**探究型の研修プログラム**を開発する。

○研修で得られた「気付き」を教職員や地域の方と**対話**し校内実践を行うことにより、多様な他者と協働した探究的な学びや、教科等横断的な学びを実現する。

○費用内訳
・協力自治体経費 <事業> 24百万円
・協議会等事務経費 <本省執行> 9百万円

○事業期間
令和7～9年度（3か年）



アウトプット（活動目標）

- 探究型研修の実践とプログラム開発。

アウトカム（成果目標）

- 学校管理職の総合的なマネジメント力の強化。
- 研修観の転換（新たな教師の学びの実現）。
- 令和の日本型学校教育（新たな子供の学び）の実現。

教師の新たな入職モデル創出事業

令和7年度補正予算額

1億円

現状・課題

- 先端技術の高度化や社会構造の変化、子供たちの多様化等の学校が直面する様々な課題を踏まえれば、これから教職員組織は、同じ背景、経験、知識・技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材を取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ集団となることが求められている。
- また、各地において教師不足の状況が生じており、また、令和5年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率は過去最低となるなど、質の高い教師人材の確保は喫緊の課題。
- 質の高い人材を確保するためには、教職の魅力向上が不可欠であるが、学校現場において、働きやすさの観点で以下のような課題が存在。
 - ① 短期的な欠員が生じた際に、短期であるが故に新たに代替教師をあてがうことをせず、管理職や同僚教員による代替（担当時数の増加）により対応する自治体が多い
 - ② ①の状況のもと、心理的にも学期中の休暇等が取得しづらいという声もある

※想定される短期不在の例：研修／短期の育休／教師自身の子供の授業参観等

- 教師人材の採用・配置は、各教育委員会において実施するが、質の高い教師人材の確保は全国的な課題。学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、国が主導して、教職の魅力を向上させることができる、新しい教師入職モデル開発やベストプラクティスの周知に取り組む必要がある。

事業内容

学校における働き方改革の更なる加速化等を通じた、教職の魅力の向上につながる教師の新しい入職モデルとして、地域単位での一時的な新しい教師入職の在り方（日本版「サプライティーチャー」制度）のモデルを創出する。

- 上記のとおり、短期的な欠員にかかる代替者について課題があることを踏まえ、**授業の代替を管理職や同僚教師以外が担う仕組みを構築**することで、本来の担務でない授業にかかる負担を軽減することを目指す。
- 我が国では、退職教員のうち再任用教員や臨時講師に入職している者は一部にとどまっている。そこで、**退職教員等が非常勤講師等として、一時的な教師の不在を、地域内の学校を兼務する形でフォロー**する日本版「サプライティーチャー」の導入可能性を実証する。
- 実証においては、教育活動の質を落とさないことを前提に、任用面・実務面でどのような課題がありうるかといった観点から調査・検討する。
- 創出したモデルの全国の自治体への周知も含め、教師人材確保に関する各種取組の情報発信を強化し、各自治体の質の高い教師人材の確保を推進する。

件数・単価

1箇所×約6000万円（2件の実証を実施）

交付先

民間企業、NPO等

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- ・令和6年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：令和5年度に比べ、悪化22、同程度35、改善11
（「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）

【民間企業等出身者の割合】

- ・令和6年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合 4.5%。
(令和6年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況調査)



日本版「サプライティーチャー」

アウトプット（活動目標）

日本版「サプライティーチャー」制度の実証成果を創出（2件）

短期アウトカム（成果目標）

実証成果を全国に横展開し、短期的な欠員についての補充を行いやすくする

中期アウトカム（成果目標）

学校における働きやすさの改善
教師不足の改善

長期アウトカム（成果目標）

学校における働き方改革の更なる加速化、指導・運営体制の充実により教育の質向上を目指す

3. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DXの加速

学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的な向上①

令和8年度予算額（案）

3億円

（新規）



令和7年度補正予算額

4億円

事業内容

（1）情報活用能力育成のための実践・調査研究

令和7年度補正予算額 4億円

① 情報活用能力育成のための実践研究

- 情報活用能力の抜本的向上に係る方向性を踏まえ、次期学習指導要領で強化・充実を目指す情報教育を、移行時期も含めてどの学校でも確実に実施できるよう **学習者用教材を開発**する。
- また、実証校において、開発教材及び授業等での情報活用能力の育成等の**実践・検証**を行う。

② 情報活用能力の把握に関する調査研究

学習の基盤となる資質・能力である「**情報活用能力**」を、児童生徒がどの程度身に付いているかを定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査の実施に向けた調査・研究を行う。

①事業スキーム

教材開発

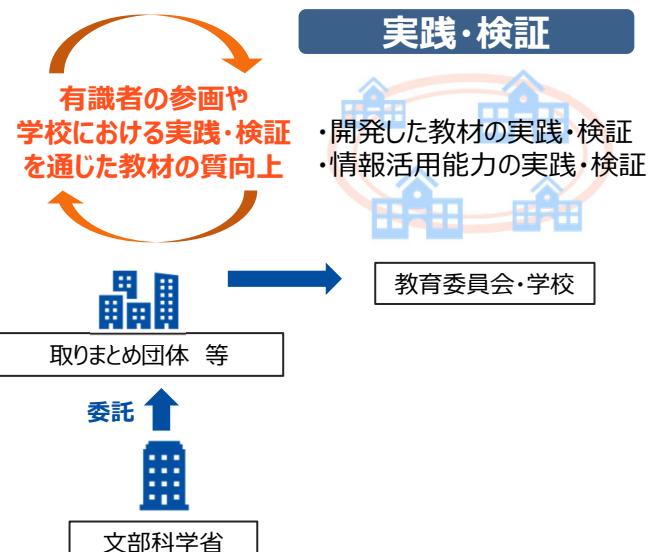
・小学校

総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」を付加

・中学校

情報技術に関する内容を強化した「情報・技術科（仮称）」を創設

※全面実施後のスムーズな移行に向けて、全国の学校で移行時期に活用できる児童・生徒用の教材を開発する。



（2）情報活用能力の育成・情報モラル教育に関する指導充実のための総合的な支援 2.5億円

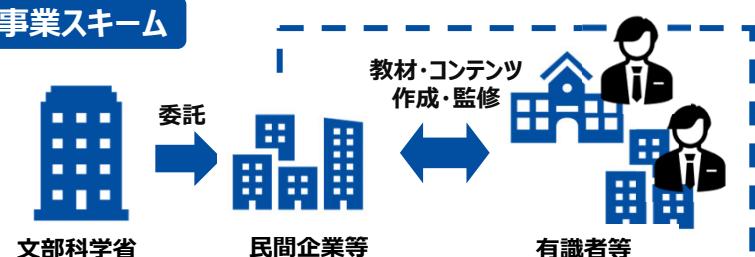
① 中学校技術科教師の指導力向上のための研修の充実支援

テクノロジーの進化や社会の変化に対応するとともに、教師の負担軽減にも資するよう、①教師等の指導力向上のための研修用授業解説動画の作成、②研修の提供、及び③それらを活用した自治体の指導体制強化のためのネットワークづくり支援を行う。

② 情報モラル教育推進事業

情報モラルポータルサイトにおいて、普段から意識すべきことや直面する諸課題（生成AI、ファクトチェックなど）について、児童生徒が自ら考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業で活用できる各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催する。

①・②事業スキーム



③ 学校DX戦略アドバイザー事業

1人1台端末の利活用等に関する各種専門家による相談体制を構築し、自治体等の課題解決に向けて支援する。

学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的な向上②

令和8年度予算額（案）

3億円

（新規）



令和7年度補正予算額

4億円

事業内容

（3）中学校技術科における免許法認定講習の強化 0.4億円

① オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用等

中学校技術科の複数免許取得促進を目的とし、全国の免許法認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できるようにするため、拠点大学における認定講習プログラムの開発・運用や環境整備を支援する。

- オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用
- 認定講習プログラムを全国展開するための環境整備



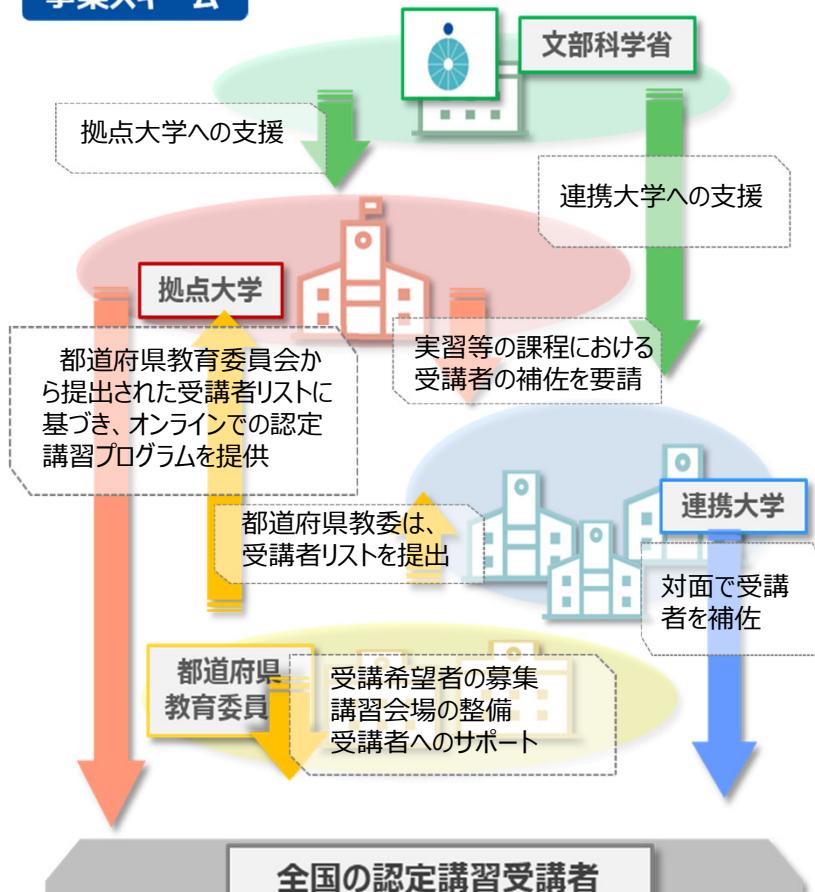
② 認定講習プログラムの全国展開を支える連携大学への支援 ※再委託

オンラインでは実施できない実習等を伴う一部課程については、全国の会場で対面で実施することとし、その際指導を補佐する連携大学への支援を実施する。

- 拠点大学と連携した認定講習の一部（実習を伴うプログラム等）を実施
- 連携大学の環境整備



事業スキーム



単価

30,000千円／拠点大学
5,000千円×連携大学（複数）

校務DX等加速化事業

令和7年度補正予算額

3億円

現状・課題

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、**2029年度までを緊急改革期間と位置付け時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標としており、その有効な手段である校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある。**
- 校務DXを加速するには、「今の環境でできる校務DX」、「環境整備を伴う校務DX」を両輪で進める必要があるが、これらの校務DXを進めるに当たり、「どのように進めても良いのか分からず」、「技術的知見が不足している」など、**学校・教育委員会それぞれに課題が存在しており、この解消が急務。**
- また、**校務DXの実現に当たっては、情報セキュリティ対策が大前提**であることから、情報セキュリティに関する環境変化や技術革新が早いことを踏まえつつ、各教育委員会が適切な情報セキュリティ対策等を講じることができるように支援する必要がある。

事業内容

①「今の環境でできる校務DX」の推進

背景

日程調整をクラウドサービスを用いて実施するなどの
「今の環境下でできる校務DX」が進まない要因

- ✓ 校務DXに取り組みたいけど、どんな方法があるかわからない。
- ✓ 校務DXに不安を抱えている教職員がいる。

- 各学校・教育委員会が参考にできる取組事例の創出・横展開



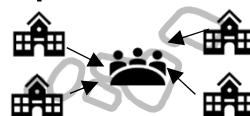
- 効果検証を踏まえた「校務DXチェックリスト」の改善及び周知



効果検証項目例

- ・校務DXによる勤務時間削減
- ・校務DXによる教職員のウェルビーイング向上

- 教育委員会間でTipsを共有・交換できるイベントの実施



事業概要

②「環境整備を伴う校務DX」の推進

背景

教育委員会が次世代型校務支援システムを整備するに当たり
教育委員会職員が抱えている懸念

- ✓ 校務支援システムを調達するに当たり、技術の良し悪しがわからない。
- ✓ 担当職員が自分一人で何から始めて良いかわからない。
- ✓ 自分の教育委員会のニーズに合わせた校務支援システムを調達できるか不安。

- 次世代型校務支援システムの仕様書の作成や調達プロセス等について、
教育委員会が常時相談できる相談窓口の設置



- 次世代型校務支援システムの調達時において、教育委員会と一緒に
仕様書を作成するなど、技術的な知見を有した専門人材の派遣



※環境構築費用の支援はGIGAスクール構想支援体制整備事業により実施

③個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策

背景

教育現場の情勢や個人情報保護法等の関連法制の動向等を踏まえて、
情報セキュリティ対策等が必要

事業概要

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂
- 「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂

主な事業スキーム



GIGAスクール構想支援体制整備事業

現状・課題

○DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっており、抜本的な拡充が必要。

○また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

○加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

事業内容

(1) 次世代校務DX環境の全国的な整備

○都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

(2) 学校の通信ネットワーク速度の改善

学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント…学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

(3) 学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

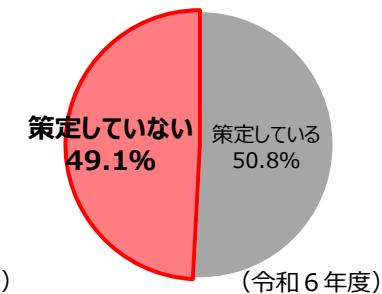
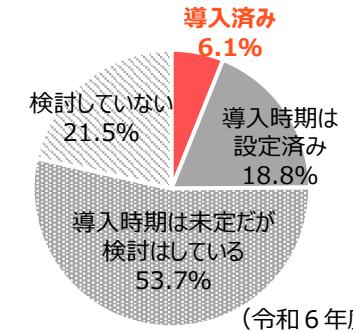
3億円
5億円)

令和7年度補正予算額

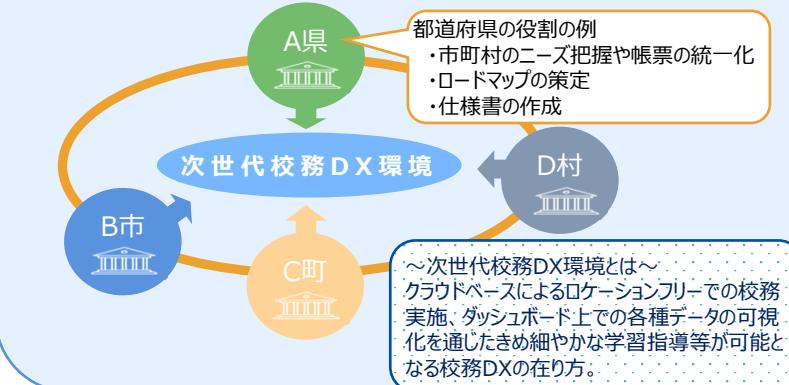
33億円

次世代型校務支援システムの導入状況

教育情報セキュリティポリシーの策定状況



都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1) : 6,800千円/校、(2) : 2,400千円/校

(3) : 200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想の推進

～1人1台端末の着実な更新～

令和8年度予算額（案）

3億円

（前年度予算額

3億円）

令和7年度補正予算額

685億円



現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**5年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進**。
- 引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めることが必要**。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

令和7年度補正予算額 676億円

- 都道府県に設置した**基金（5年間）**により、**5年間同等の条件で支援を継続**。
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備を支援。

- 補助率：10分の10



国私立、日本人学校等の端末整備 予算額（案） 3億円(私立)

令和7年度補正予算額 9億円(国立・日本人学校等)

- 更新に必要な経費を**補助事業**により支援。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和7年度補正予算額

8億円

現状・課題

- 生成AIの利活用に関しては、令和6年12月にガイドラインを改訂し、学校現場における各主体や場面に応じた利活用の方向性を示してきた。このような動きとともに、技術の進展に対応しつつ実証等を通じて教育分野における様々な活用余地を試行してきた。しかし、その利活用の方針についての浸透や実装は道半ばである。
- 特に学校の働き方改革の観点から校務での利活用は有用としている一方、生成AIを校務で利活用している学校は限定的である。
- このような課題やAI法の成立などの動きも踏まえ、教育課題の解決に資する利活用について実証研究を踏まえた調査研究を更に進めめる必要がある。加えて、利活用に向けた実証的な取組・事例創出やその情報収集・発信を継続的に行っていく必要がある。

骨太方針2025（R7.6.13閣議決定）（教育DX）
こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心とした、生成AI活用も含めた教育DXを加速する。

1. 学校や教育委員会における実証研究（6億円）

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

事業概要

生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を採択。
 ①教育利用：教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択
 ②校務利用：活用業務・方法を「可視化」し、情報共有する申請校を優先支援

想定成果

- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けて行われる取組事例の創出
- 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有

b.) 教育課題の解決に向けた生成AIの実証研究事業

事業概要

校務DXを通じた働き方改革の実現、多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応などの誰一人取り残されない教育の実現、一人一人に合った個別最適な学習の提供、生成AIに関連するデータ利活用の実践など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を検証する実証研究を行う。

テーマ 課題例

働き方改革に資する校務における生成AIの利活用

- 負担感の大きい事務や外部対応、時間割編成等の業務の効率化・高度化

誰一人取り残されない学びの保障に向けた生成AIの利活用

- 特別支援、外国人児童生徒の指導・多言語対応への支援

児童生徒の個別最適・協働的な学びの実現に向けた生成AIの利活用

- 学びの可視化や主体的・対話的で深い学びを実現する生成AIの利活用

データの利活用に向けた生成AIの利活用実証事業

- マルチモーダルな生成AIを活用したデータの分析・可視化、質の高いデータの活用

想定成果

- 過年度で整理された課題解決の可能性に基づく実証事業の実施
- 既存の対応方法よりも効率的かつ効果的な生成AIモデル・サービスの創出

2. 生成AIの利活用に関する調査研究（2億円）

a. 生成AI利活用に向けた事例収集・Webサイトの運営等

- 教育分野における生成AIの利活用に関するワークショップ・アイデアソン等のイベント・研修を実施し、学校における利活用について好事例収集を行う。
- また、生成AIの技術の進展に応じ、必要な情報提供や、好事例の発信を行うウェブサイトを継続的に運営、情報発信を行う。



b. 校務での生成AIの利活用推進のための調査研究

事業概要

- 学校の働き方改革を推進する上では校務での生成AIの利活用が有用と考えられる。一方で、生成AIは急速に進化を遂げておりサービスの在り方も変化していることから、教職員・教育委員会が生成AIをどのように利活用すればよいかを十分に把握できていおらず、その結果生成AIが教育現場で十分に利活用されていないという課題がある。
- 昨年度までに教育現場で創出された好事例及び課題の収集・分析を実施し、教職員に対する研修の在り方や適切な利活用場面を整理するとともに、教育委員会を主な読み手とした手引きを策定することにより、効果的な校務DXを通じた学校の働き方改革を推進する。

想定成果

- 校務での生成AIの利活用に関する手引きの作成

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術の利活用

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

1億円
1億円
文部科学省

現状 課題

学びにおける時間・距離の制約、個別最適・協働的な学びに向けた支援、校務の効率化等、複雑化・多様化する教育現場の抱えるテーマには、先端技術も活用しつつ引き続き実証的な取組を進める必要がある。

事業 ゴール

目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、先端技術の利活用を通じ、現場が抱える教育課題の解決策を提示し、具体的な施策等を検討するための調査研究および実証事業を行う。

教育場面で活用可能な 先端技術の調査研究

（1）活用可能性を有する 先端技術に関する調査研究

- 教育場面で活用することが想定される先端技術の動向に関する情報収集、活用の可能性について整理
- （2）（3）の実証団体の取組状況を調査・分析し、成果を取りまとめ、利活用事例の普及に向けた検討を実施

※活用可能性があると想定される
先端技術の例：

センシング/AR・VR・XR/エッジAI
モーションキャプチャ-/ブロックチェーン
デジタルツイン/ネットワーク関連技術

（1）41,000千円×1件

先端技術と教育課題を掛け合わせた実証研究

（2）教育課題特定型実証研究

15,000千円×3件程度

- 既存の解決方法では解決が困難な課題を起点とし、先端技術による課題解決の可能性を探る実証研究を行う

検証する教育課題の例：

不登校 メタバース
遠隔授業 データ分析
学校安全 AI

不登校児童生徒との新しい接点に
離れた場所にいる生徒の学習の見取り
学校事故の未然防止



（3）先端技術提案型実証研究

15,000千円×3件程度

- 教育場面で活用可能性のある先端技術を起点とし、教育の課題解決や質の向上に資する活用の方策に向けた実証研究を行う

活用が考えられる先端技術の例：

VR技術 実習での活用
モーションキャプチャ 体育の授業
センシング技術 教員の授業研修

コスト削減/安全性の確保
運動能力の発達支援
若手教員の授業改善



教育DX環境を支える基盤ツールの整備・調査研究

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

10億円
9億円

令和7年度補正予算額

8億円

現状・課題

○子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を充実していくため、教育データの利活用に必要な知見や成果を共有することができる基盤的なツールを文部科学省が整備する必要がある。

○また、このような基盤的なツールの改善・活用促進を進めるとともに、GIGAスクール構想を通じて整備されたデジタル学習基盤について検証し、子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの実現に資するデジタル学習基盤の在り方について検討を行う。

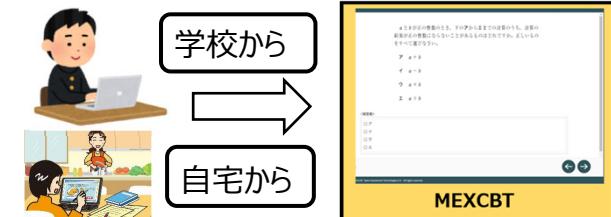


MEXCBT
メクビット

事業内容

(1) 文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用推進（919百万円）（令和7年度補正予算額 419百万円）

- 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を、希望する全国の児童生徒・学生等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。
- 令和8年度の全国学力・学習状況調査の中学校教科調査（英語）等において活用予定。また、令和9年度の全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用を見据え、CBT調査教科のサンプル問題を搭載し、各学校でMEXCBT上で取り組めるような環境を整備する予定。
- 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き地方自治体のニーズに対応できるようにする。



(2) デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（59百万円）（令和7年度補正予算額 389百万円）

- GIGAスクール構想で整備された端末の調達・活用状況を検証するとともに、それらの結果から得られた知見やこれまでの調査研究の成果等を集約し、デジタル学習基盤の在り方を検討する。そのため、クラウド基盤及びサービスの共同調達・共同利用の在り方とその要件定義、ネットワーク形態及びセキュリティの在り方とその要件定義、先端技術の教育分野における利活用、共同調達・運用の可能性等についての調査研究を行う。
- 教育データ利活用に不可欠なデータ標準化の推進や、データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた「相互運用標準モデル」の更新及び適合性評価の仕組み等の実施可能な体制等の検討に係る調査研究を行う。

事業スキーム



学習者用デジタル教科書の導入

令和8年度予算額（案）

17億円

（前年度予算額）

17億円

令和7年度補正予算額

2億円

背景 ・ 課題

- ・デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。
- ・一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和6年度時点では約6割という状況。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に發揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

①学習者用デジタル教科書購入費

1,529百万円（1,545百万円）

- ・全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、**英語**のデジタル教科書を提供する。
- ・一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に**算数・数学**のデジタル教科書を提供する。

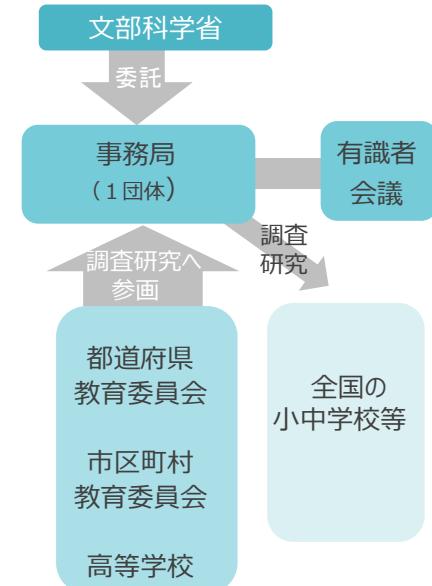
対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(特別支援学校小学部・中学部
及び特別支援学級も同様に対応)

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究事業

168百万円（127百万円）

- ・デジタル教科書の**全国的な活用状況や効果的な活用方法**に関する**調査研究**を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。**【拡充】**
- ・都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための**研修モデル**について**調査研究**を実施する。



③デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

189百万円（新規）【令和7年度補正予算】

- ・教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の**標準仕様を定める**とともに、**実際のテスト開発を通じた検証**を行う。

4．幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

20億円

22億円

令和7年度補正予算額

40億円

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、**自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。**

1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 4.9億円（5.3億円）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、**幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

①幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業	4.6億円（5.3億円）
②幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業	0.3億円（新規）

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 2.4億円（3.4億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼稚園教諭等の人材確保**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

①幼児教育の学び強化事業	0.2億円（0.7億円）
②幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業	0.7億円（新規）
③幼児教育に関する大規模縦断調査事業	1.0億円（1.1億円）
④幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
⑤OECD ECEC Network事業への参加	0.2億円（0.2億円）

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 12億円（13億円）

ICT環境整備や**施設の耐震化**等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

① 教育支援体制整備事業費交付金	7.9億円（8.3億円） [令和7年度補正予算額 20億円]
② 私立幼稚園施設整備費補助金	4.4億円（4.5億円） [令和7年度補正予算額 20億円]

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小のかけ橋プログラム促進事業

令和8年度予算額（案）

4.6億円

（前年度予算額）

5.3億円



現状・課題

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要である。
- 国においては、この趣旨を実現するため、モデル地域における「幼保小のかけ橋プログラム」の実践・成果検証を行ったところ、小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。
- 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要である。

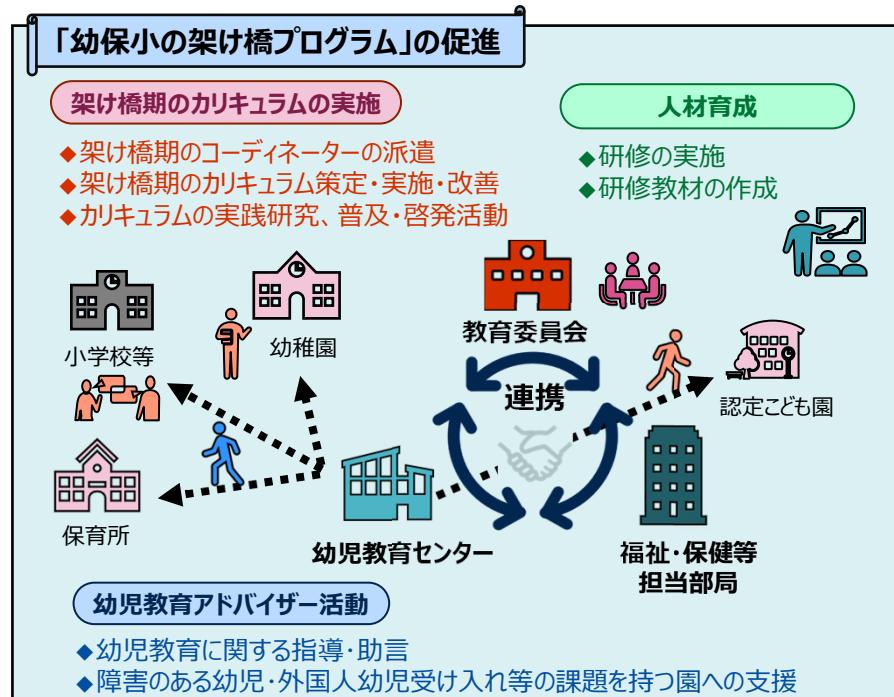
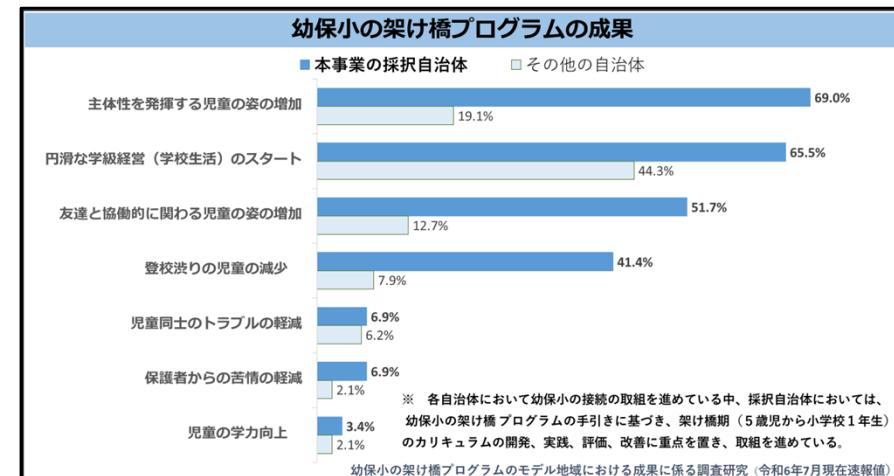
事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るために、自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用した、かけ橋期のコーディネーター等の育成・派遣を推進すること等により、5歳児から小学校1年生までのかけ橋期のカリキュラムの策定・実施・改善を行うための体制を構築し、全国規模で「幼保小のかけ橋プログラム」の更なる促進を図る。

実施主体	都道府県 市区町村	補助率
		◆かけ橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 ◆幼児教育アドバイザー活動※：1/3 ◆広域連携による実施：1/2

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」及び
本事業の実施実績が2年以下の自治体が対象

補助対象 経費	◆幼児教育アドバイザーやかけ橋期のコーディネータ等の派遣・育成に必要な経費 ◆かけ橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 ◆実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 ◆広域連携により本事業を実施する上で必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等)
------------	---



(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業

令和8年度予算額（案）

0.3億円

（新規）



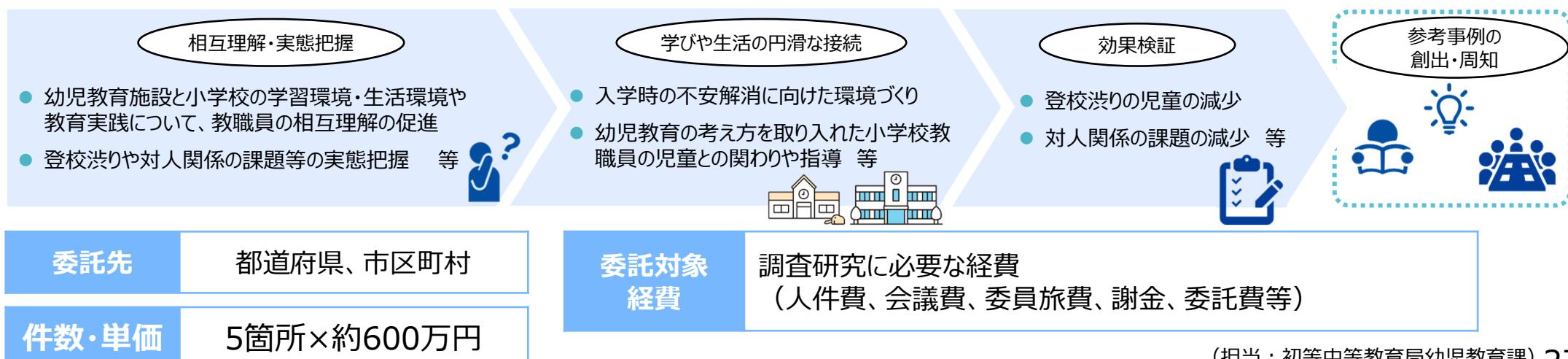
現状・課題

- 小学校低学年において、不登校児童の増加率が高く、また、いじめの認知件数が多いことを踏まえると、**不登校・いじめ対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要**である。
- 幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなってしまうことなども指摘されており、**学びや生活の円滑な接続に取り組んでいくことが必要**である。

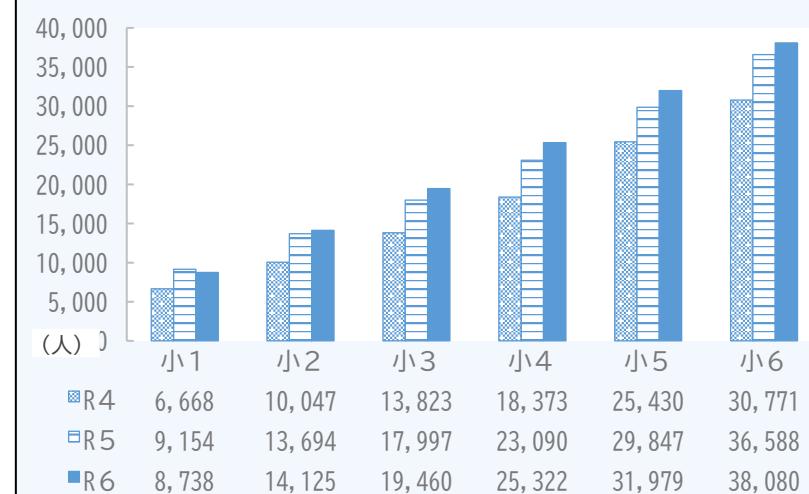
事業内容

不登校・いじめ対策等に資するため、小学校低学年において、その後の不登校やいじめ問題等につながる可能性のある登校渋りや対人関係の課題の減少に向けて、**幼児教育施設と小学校間の学びや生活の円滑な接続に関する具体的な取組について実践研究**を行い、各地域における不登校・いじめ対策等の推進を図る。

取組イメージ



学年別不登校児童生徒数



（出典）令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

また、幼稚園教諭等保育者の幼児教育に関する専門性の向上や子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養う方策について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・幼保小の合同研修や幼児教育アドバイザー等の人材育成に向けた研修等の改善・充実の在り方
- ・認定こども園における教育・保育カリキュラムの在り方
- ・幼稚園等におけるスクールカウンセラー等の活用の在り方
- ・幼児教育の質の向上のための拠点としての国公立幼稚園の役割 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・幼稚園における預かり保育の在り方 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園	委託先	研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等
件数・単価	① 3箇所×約400万円 ② 2箇所×約400万円	委託対象 経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

幼稚園教諭等の人材確保のための 人材バンク創設・コンソーシアム構築事業

令和8年度予算額（案）

0.7億円

（新規）



背景・課題

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない。**
- **人材不足が各幼稚園の深刻な課題**となっている中、多くの園では**民間の有料職業紹介事業者に高額の紹介手数料を支払って**人材確保を図っており、園の経営を圧迫している。このような状況が**質の高い幼児教育を提供するうえで大きな制約**になっているという声もある。

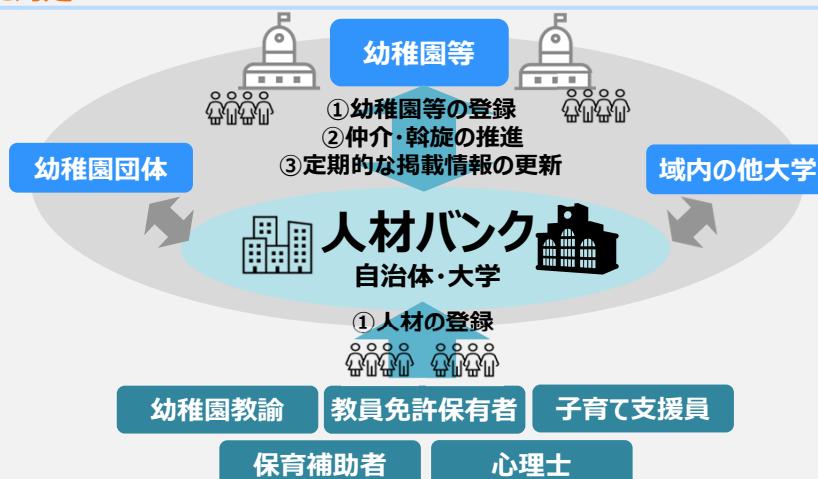
有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R6
全職種	1.35	1.14
幼稚園教諭	1.66	2.71
保育士	2.47	2.95

事業内容

①人材バンク創設事業

自治体や大学等が、幼稚園教諭等の人材確保のための**人材バンクを創設**
⇒地域全体の公益性の高い人材確保ネットワークを構築し、**幼稚園教諭の人材不足**に対処



① 幼稚園等・人材の登録

- ・ 幼稚園教諭・養成校卒業生等に対して、人材バンクに登録するメリットを周知する等して、登録を促進。
- ・ 養成校や幼稚園団体等とも協働し、人材バンクへの積極的な登録を促す体制を構築

② 仲介・斡旋（就職支援）の促進

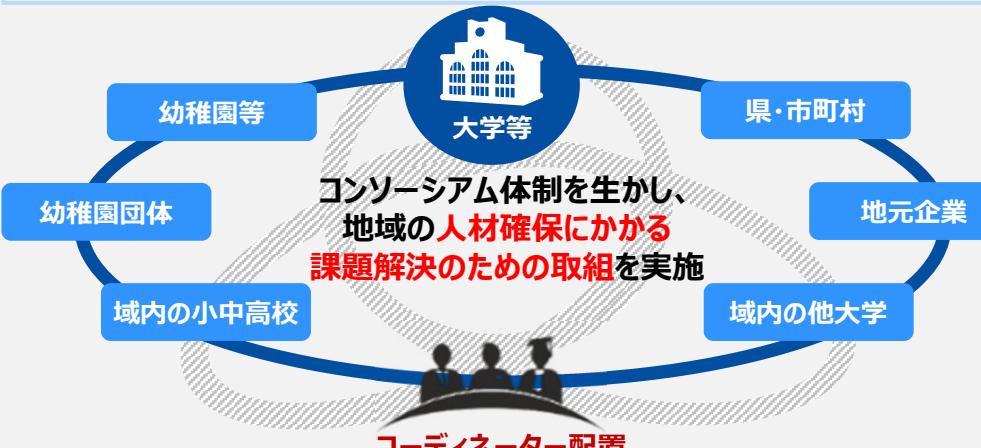
- ・ 主に復職希望者を対象。
- ・ 個々のニーズにあった求人情報の掲載等により、入職時のミスマッチを防ぎ、定着率の向上に繋げる。
- ・ 追加的な取組みとして、人材バンクに登録された教員免許状保有者等に対して、**アウトーチ型の支援**を実施することも想定。

③ 定期的な掲載情報の更新

- ・ 日頃からの各主体との密な連携により、定期的な掲載情報の更新や、登録者への周知が図られるような、効果的な取組を実施。

②コンソーシアム構築事業

自治体や大学等が主体となり、**地域における人材確保**に向けた協議体制を構築
⇒さらに、**地域の多様な主体による連携・協働の在り方**を検討し、その**成果を全国的に普及**



<想定される課題の例>

- ・ 養成校入学者数の減少
- ・ 養成課程を通じた希望者数の減少
- ・ 入職時のミスマッチによる早期離職
- ・ 幼稚園教諭や専門人材等の人材不足

<課題解決のための取組>

- ・ 外部人材の活用・人材交流
- ・ 教育実習の実施に関する統一マニュアル等の策定
- ・ 幼稚園等からの相談受入れ体制の整備
- ・ 広報活動等

事業開始年度 令和8年度～

委託先 自治体、大学等

事業規模

① 500万円 5団体

② 600万円 5団体

幼児教育に関する大規模縦断調査事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

1.0億円

1.1億円

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

調査の概要

（1）実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児を子供にもつ保護者
- ②上記①の5歳児が通う施設の園長・担任保育者（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した小学校の校長・担任教師 ※本調査2年目（R7年度調査）～

（3）調査内容 ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等

- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

- ・大学1箇所（継続のみ）
- ・約8,900万円
- ・調査実施に必要な経費

単価

対象経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度先行
調査
の実施

R6年度本調査
(5歳児)
の実施

R7年度本調査
(小学校1年生)
の実施

**R8年度本調査
(小学校2年生)
の実施**

R9～10年度本調査
(小学校3～4年生)
の実施

幼児教育の理解・発展推進事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

0.3億円

0.3億円

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われるよう**、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深めること**が求められている。

また、令和6年12月に、**中央教育審議会**に対し、**初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について**諮問が行われ、**幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方等**について検討が行われているところであり、これらの審議等を踏まえ、**幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を着実に実施する必要がある**。

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業（事業開始年度：平成12年度～）

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する**。また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。

中央協議会（文部科学省）

（都道府県協議会の成果の発表、先進事例の発表等）

協議の成果報告、
中央協議会への参加 等

協議主題の提示、
中央協議会への参加依頼 等

都道府県協議会（教育委員会）

1. 幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
2. 幼保小の架け橋プログラムに関すること 等

国公私立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

件数・単価

47箇所×約50万円

支出先

都道府県

対象経費

都道府県協議会に必要な経費
(諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)

幼稚園教育要領等の改訂

令和6年12月 中央教育審議会諮問

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
【審議事項】

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方 等

幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策について検討。

中央教育審議会の審議等を踏まえ、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を着実に実施するとともに、その解説書等を作成。

幼児教育実施のための指導資料の作成等

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献とともに、これらの事業への参加により、国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修、管理運営等について、保育者及び園長・所長を対象に、第2期調査が2021年から開始。

第2期調査では、日本の保育者及び園長・所長の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の仕事時間や仕事に対する満足度、社会的評価等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「未来を形作る：幼児教育・保育を通して人生を変革する」

(Shaping the Future : Transforming lives through Early Childhood Education and Care)

ECEC networkにおける25年にわたる幼児教育・保育に関する国際的な政策レビューを未来に向けた考察に発展させるため、幼児教育・保育に関する指標のダッシュボードの作成、人材の確保、研修、定着に関する政策文書の作成等に取り組む。2025年から2026年にかけて調査・公表予定。

過去の参加実績

○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」(2023~2024年)

「幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。

教育支援体制整備事業費交付金

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

7.9億円

8.3億円

令和7年度補正予算額

20億円 ※

現状・課題・事業内容

- 子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、預かり保育やこども誰でも通園制度の実施も踏まえた子どもの学びに必要な環境整備、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3 園務平準化のための業務体制への支援

- (1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4 ICT環境整備の支援 ※

教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備を支援



対象
校種

- 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 幼稚園、認定こども園、保育所
- 幼稚園
- 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な
対象経費

- 物品購入費等
- 研修参加費等
- 事務職員雇用費等
- 端末購入費等

実施
主体

都道府県

補助割合

国 1 / 2 等

事業開始年度

平成27年度～

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度予算額（案）

(前年度予算額)

4.4億円

4.5億円

令和7年度補正予算額

20億円 ※

現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靭化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の耐震対策、子どもの命を守る防犯対策、省エネルギーの推進に向けたエコ改修、バリアフリー化等の施設整備に要する経費を支援する。

1 耐震補強

… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化

2a 防犯対策

… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置

2b 特別防犯対策

… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備

(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長)

3 新築・増築・改築

… 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築

4 アスベスト等対策

… 吹き付けアスベストの除去等

5 屋外教育環境整備

… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備



6 エコ改修

… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修

7 内部改修

… 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）

… 園舎の整備（多様な学びのための間仕切り設置、空調整備等）

8 バリアフリー化

… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備

対象校種

私立の幼稚園

実施主体

事業者（学校設置者）

事業開始年度

昭和42年度～

補助割合

国1/3、事業者2/3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強

特別防犯対策

国1/2、事業者1/2

対象経費

工事費、実施設計費、耐震診断費 等

5. 高等学校改革の推進

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想～



令和7年度補正予算額

2,955億円

※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応（6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築すること前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念されるところであり、産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業 令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた

高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生みだす力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問い立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用

- 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ①都道府県
- ②民間

補助率等

- ①10分の10

補助対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム 文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和7年度補正予算額

52億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

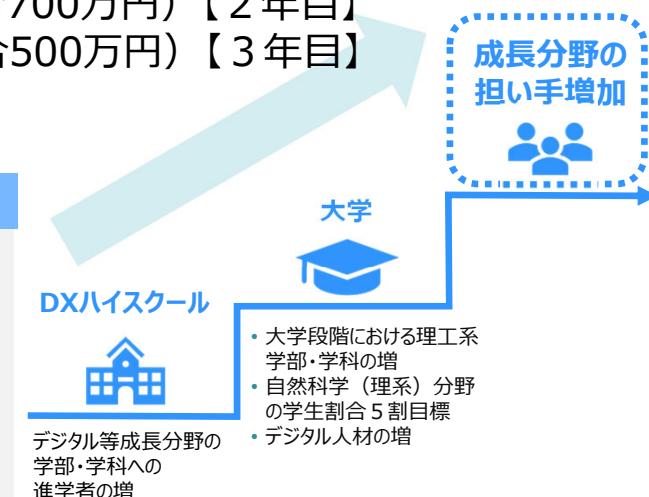
支援対象等

公立・私立の
高等学校等
(1,300校程度)

- 新規採択校 : 100校程度 × 1,000万円
- 継続校 : 200校程度 × 500万円 (重点類型の場合700万円) 【2年目】
1000校程度 × 300万円 (重点類型の場合500万円) 【3年目】

※必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型
として補助上限額を加算 (80校 (半導体重点枠を含む))

箇所数・補助上限額 ※定額補助



採択校に求める具体的な取組例（基本類型・重点類型共通）

- 情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- 高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- 地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- 専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体的な取組例（重点類型 グローバル型、特色化・魅力化型、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む））

- グローバル型：海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- 特色化・魅力化型：文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- プロフェッショナル型：産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

事業スキーム

文部科学省

補助

学校設置者等

6. 新しい時代に求められる資質・能力の育成

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和8年度予算額（案）

2億円

（前年度予算額）

2億円

令和7年度補正予算額

4億円

現状・課題

- ① 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果、令和3年度比で有意な低下（「話すこと」「書くこと」に課題）
- ② 我が国の英語教育は、コミュニケーション総量の少なさ、学ぶ動機付けの弱さ、家庭学習の時間確保、即時フィードバックや既習事項の定着等が課題
- ③ これまでの英語教育には児童生徒が住む地域の魅力発信という視点がなく、地方創生の観点からも課題

→生成AIの活用には大きな可能性があるが、取組は緒についたばかり
(練習量の飛躍的増加、動機付け強化、即時フィードバック、地域の魅力発信に資するコンテンツの作成)

■ 経済財政運営と改革の基本方針2025
(略) AIの活用や地域の魅力発信等を通じ、英語教育を推進する。

■ 地方創生2.0
(略) AI活用による英語での地域の魅力発信 (略) に取り組む

事業内容

事業実施期間：令和3年度～

1 AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業

[令和7年度補正予算 4億円]

令和7年度補正予算にて実施

- AIを英語の授業等で活用するモデル構築
(地域の魅力発信等に向けた会話練習量の増加や家庭学習におけるAI活用等)
- 事例の収集、成果と課題の分析・発信 等

2 専門機関等による専門人材育成・確保事業

0.1億円（0.1億円）

- JETプログラムで来日した外国語指導助手（ALT）の資質・能力向上のための研修
- 英語以外の外国語に関する指導者の養成・確保のための講習や教材開発 等

件数・単価

3箇所
×100～500万円

委託先

大学、都道府県・指定都市
教育委員会、専門機関等

アウトプット（活動目標）

AIを英語等の授業で活用するモデルの構築

→ 実施都道府県等
教育委員会等の数 等

- ① 中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）以上、高校3年生でCEFR A2レベル（英検準2級程度）以上を有する生徒の割合
 - 中3：令和6年度 52.4% → 令和9年度 60%
 - 高3：令和6年度 51.6% → 令和9年度 60%

長期アウトカム（成果目標）

- ② 全ての都道府県・政令指定都市において、中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）以上、高校3年生でCEFR A2レベル（英検準2級程度）以上を有する生徒の割合を5割以上とする。
 - 令和6年度 未達あり → 令和9年度 全都道府県・政令指定都市にて達成
- ③ 高校3年生でCEFR B1レベル（英検2級程度）以上を有する生徒の割合
 - 令和6年度 21.2% → 令和9年度 30%

連携施策

英語専科教員の加配措置(3,000人)
小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教師の充実
※上記に加え、外国語を含む小学校の教科担任制を推進するための加配措置により更に取組を充実



背景・課題

- ① 国際調査（PISA2022・TIMSS2023）の結果から、我が国の理数関係の学力は国際的に見て高水準だが、理数に対する興味・関心が低い等の課題
- ② R4全国学調（理科）の結果から、知識を日常生活に関連付けて理解すること、他者の考えの妥当性を検討すること、実験計画を検討して改善すること等の様々な課題
- 観察・実験活動の一層の充実が必要だが、標準的な設備の整備率は未だ6割程度
- 働き方改革と教育の質向上の観点から支援スタッフの配置・充実が必要
→ 物的・人的の両面に亘る継続的かつ総合的な財政支援が必要

事業内容 1

理科教育設備の整備

理科教育設備整備費補助【1,716百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象 経費	理数教育のための設備を整備するために必要な経費
補助割合	1/2（沖縄 3/4）
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校

事業内容 2

理科教育における観察・実験の支援

理科観察実験支援事業【196百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置に要する経費の一部を補助。

補助対象 経費	理科の観察・実験の支援等を行う補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置にかかる経費
補助割合	1/3
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校（小学部及び中学部）

物的支援

成果、事業を実施して、
期待される効果

観察、実験を充実させ、教師が指導に注力できる環境を整備することにより、子供たちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、科学的に探究する能力等の育成を図る。

人的支援

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

1億円

1億円

背景・課題

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘
- 次期学習指導要領に向けた議論では、こうした特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供に特別の教育課程の編成・実施を可能とする仕組みの創設について検討中

→ 学校と研究機関等が連携し、教育課程に位置付けることができる学習・支援プログラム

プログラムを実施する上でも重要な相談支援体制の構築

についての研究開発が必要。

事業内容

学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究 [33百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校が大学などの研究機関等と連携して、教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習成果の評価の在り方等について研究開発を実施

【委託先：都道府県教育委員会等（3団体）※継続】



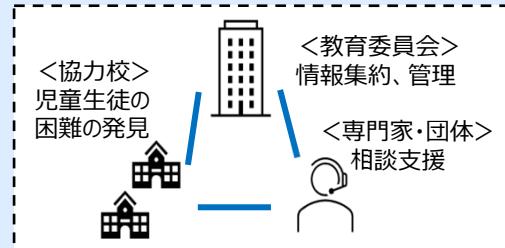
学校と連携した相談支援体制の構築等に関する実証研究 [22百万円]

①地域単位での取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援を、学校、教育委員会、専門家・団体が連携して実施。

地域での日常的・継続的な支援体制を構築しつつ、各機関の役割分担など支援体制の在り方等について研究開発を実施。

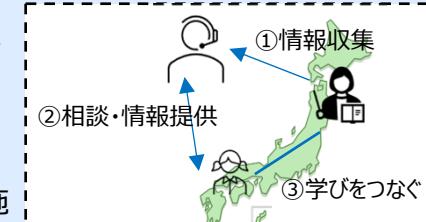
【委託先：都道府県教育委員会等（1団体）※継続】



②全国的な取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒が自身に応じた学びへアクセスしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や才能・特性の理解者となる人材の紹介を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図るための支援体制の在り方について研究開発を実施

【委託先：民間団体等（1団体）※継続】



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒への特性に応じた学びの提供
- ・相談支援体制の構築、実践事例の蓄積、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

道徳教育の充実

令和8年度予算額（案）

42億円

（前年度予算額

43億円）



背景・課題

- ① 「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付けた学習指導要領が、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で全面実施。
答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っている。
- ② 道徳教育を巡っては、「特別の教科 道徳」と特別活動でのいじめ未然防止に係る児童の肯定的な受け止め※1や、「特別の教科 道徳」等の取組と児童生徒のWell-beingに関する項目※2には相関が見られる。一方、「特別の教科 道徳」の目標に係る取組について、教師の指導に関する認識と児童の受け止めに関する認識に差がある※3等の課題（※1、3 令和4年度学習指導要領調査報告書（令和7年7月）、※2 令和5年度全国学力・学習状況調査の追加分析（令和6年5月））
- ③ 児童生徒のいじめや自殺等への対応が喫緊の課題となる中、小・中学校・高等学校の学校教育全体を通じた道徳教育を一層推進していく必要

1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進

2.7億円（2.7億円）

①道徳教育アーカイブの充実

- 「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーカイブ」の充実を図り、教師の授業改善を支援
- (独)教職員支援機構や各教育委員会等との相互連携により活用促進・認知度向上を図る



箇所数
単価

- ・1箇所 19百万円（①）
- ・60箇所 3百万円／箇所（②ア）
- ・15箇所 2百万／箇所（②イ）
- ・1箇所 35百万円／箇所（②ウ）

委託先

- ・民間団体（①、②ウ）
- ・都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会、学校設置者（②ア、イ）
※市町村においては都道府県が取りまとめ。

②学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

ア. 地域の特色を活かした道徳科の充実

- 外部講師の派遣や郷土に関する教材の活用、家庭や地域との連携（道徳シンポジウム等）、各地域での実践的知見の見える化・共有化（地域版アーカイブ等）等、地域の特色を生かして「考え、議論する道徳」の具体化を図る取組
- 授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及（道徳研究協議会）の実施

イ. 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

- 特別活動を中心に、児童生徒が道徳性を發揮し、道徳教育の充実を図る取組（例：よりよい学校づくり・学級づくりに向けたルールの形成等に向けた子供の意見表明や主体的参画 等）
- 総合的な学習・探究の時間における探究的な学びを発展・充実させ、自己の生き方と関連づけること等を通じ道徳教育の充実を図る取組（例：学校運営協議会等の枠組みを活用した地元企業や地域人材との連携体制の構築 等）
- その他、生命の大切さの自覚やいじめの未然防止、情報モラルやいわゆる「闇バイト」等の現代的諸課題に関する取組等、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実に向けた取組

ウ. 実践事例の収集・分析

- ①及び②(ア.イ.)における実践事例の収集・分析を実施し、次年度以降における道徳教育の更なる充実に向けた効果的な方法を普及・啓発

2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分）

40億円（40億円）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

（担当：1. 初等中等教育局教育課程課、2. 初等中等教育局教科書課）



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



道徳教育アーカイブ
～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.mext.go.jp>

道徳教育アーカイブ



授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

授業で使える郷土教材

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

教育委員会作成指導資料

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。



道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

文部科学省作成資料

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



7. 誰一人取り残さない学びの保障に向けた 不登校、いじめ対策等の推進

誰一人取り残さない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和8年度予算額（案）

100億円

（前年度予算額）

94億円

令和7年度補正予算額

3億円

背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化がみられるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

（令和8年度予算額（案）の概要）

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,971百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



● 校内教育支援センター支援員の配置【拡充】

校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（2,000校 → 4,000校）

● アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化

不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施等に係る経費を補助（130人）

● 学びの多様化学校の設置促進【拡充】

（設置準備：11 → 20自治体、設置後運営：22 → 27自治体）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



● SC・SSWの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置

● 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実

● スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和7年度補正予算額 166百万円】

● 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化

相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助（200自治体）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある

学校づくりに関する調査研究

● 医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】

自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及

● 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究

● 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進

● スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和7年度補正予算額 138百万円】

● いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業

いじめの個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置（15自治体）

● 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究

こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てないこどもを含め、地域での不登校のこどもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくりなど

文部科学省・
こども家庭庁が連
携して対応
※非予算の取組

- 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

88億円

86億円



- ◆「チーム学校」の考え方の下、教師とSC・SSWの連携・協働による学校における支援体制の充実
- ◆教育委員会によるSNS等を活用した相談体制等の充実や、課題に応じた地域の関係機関等との連携促進
- ◆不登校支援の核となる教育支援センターへの配置の充実及び、スーパーバイザーの指導・助言によるSC・SSWの支援の質の向上

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度予算額（案） 6,350百万円
(前年度予算額 6,212百万円)

事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

- 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
- 公認心理師、臨床心理士 等

● 基礎配置 全公立小中学校 (4時間/週)

● 重点配置 **11,300 校**
(+ 4時間/週)

いじめ・不登校対策	: 7,000校
虐待対策	: 2,000校
貧困対策	: 2,300校

● 教育支援センター 35日・**105日/年** (← 35日/年)
● スーパーバイザー **101人** (← 67人) 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度予算額（案） 2,468百万円
(前年度予算額 2,428百万円)

事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

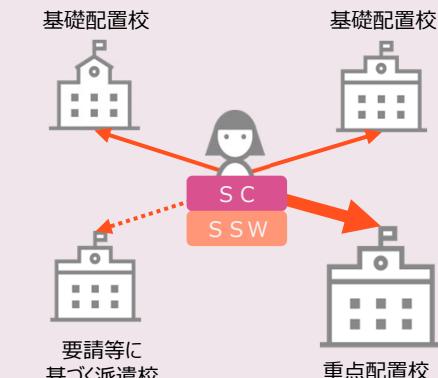
- 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
- 社会福祉士、精神保健福祉士 等

● 基礎配置 全中学校区 (3時間/週)

● 重点配置 **11,000 校**
(+ 3時間/週)

いじめ・不登校対策	: 5,000校
虐待対策	: 2,500校
貧困対策	: 2,500校
ヤングケアラー支援	: 1,000校

● 教育支援センター **63日/年** (← 42日/年)
● スーパーバイザー **101人** (← 67人) 等



SC・SSWの勤務時間の中で、児童生徒の抱える課題等の状況に応じて柔軟に対応

事業内容

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・**スクールカウンセラー（SC）**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て（アセスメント）、教師・保護者への助言・援助（コンサルテーション）のみならず、例えば、自殺予防教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・**スクールソーシャルワーカー（SSW）**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- スーパーバイザーは、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者であり、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関との連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

実施主体

SC : 都道府県・指定都市
SSW : 都道府県・指定都市・中核市

配置先

小・中・高等学校
教育支援センター 等

費用負担

国 : 1 / 3
都道府県等 : 2 / 3

対象費用

報酬、期末手当、交通費 等

活用の工夫について

- フルタイム等の任用も促し、児童生徒等が抱える課題の解決・改善に向けた効果的・効率的な支援を実施
- 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- 日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- 教師とSC・SSWとの合同研修等による、連携・役割分担に関する共通理解の促進

校内教育支援センター支援員の配置事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

9億円

4億円

現状・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
⇒ 在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒のために、学校内の居場所を確保することにより、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センターを拠点として、日常的に**、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、**学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う**支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

対象校数	R7 : 2,000校 ⇒ R8 : 4,000校 (R7からの継続2,000校を含む)		
実施主体	学校設置者（主に市区町村）	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は 国1/3、都道府県・指定都市2/3	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はない

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の質向上に向けた研修の実施に係る経費も含む

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ちつかせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R7.6現在）

設置校数 : **15,874校**

※小学校 : 8,841校、中学校 : 7,033校

設置率 : **58.7%**



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置

本事業による効果

在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に ⇒ **不登校を未然に防止**するとともに、**不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援**

○ 校内教育支援センターでの成果（R6年度末時点）

	実人数	割合
通常学級への復帰	2,365	19.5%
不登校や不登校傾向の状況が改善	5,877	48.6%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	2,614	21.6%
上記のような効果が見られなかった	1,251	10.3%

- 利用児童生徒中、**68.1%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
- 利用児童生徒中、**21.6%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査



在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

教育支援センターの機能強化

現状・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」及び「いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者への支援」の推進を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- 在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒や保護者等に対する支援を充実する必要

事業内容

教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助。また、教育支援センターを含めた関係機関が、不登校児童生徒支援の在り方を協議するために必要な経費を補助。

① アウトリーチ支援体制の強化 72百万円（72百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

【活用方法（例）】

- 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130人

② 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費を補助

実施主体	都道府県、指定都市
補助割合	国1/3、都道府県・指定都市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び損料、通信運搬費、消耗品費等
対象数	67箇所



令和8年度予算額（案）

（前年度予算額

1億円

1億円）

令和7年度補正予算額

2億円

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、



児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料

不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 【R7補正：166百万円】

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようにするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備・充実等

※ 都道府県、市区町村が本事業を実施するに当たり、不登校を経験した児童生徒の保護者や保護者の会と連携した支援を実施することも可能

【活用方法（例）】

- 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	200箇所

学びの多様化学校の設置促進

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額

2億円

1億円）

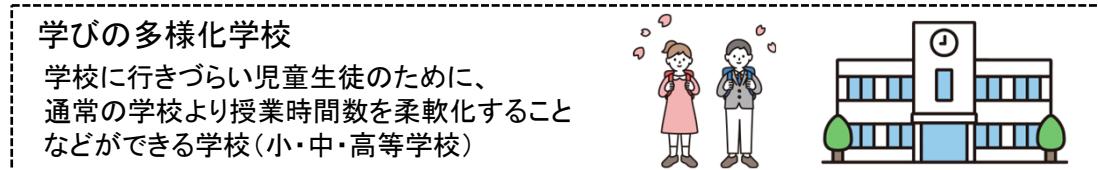
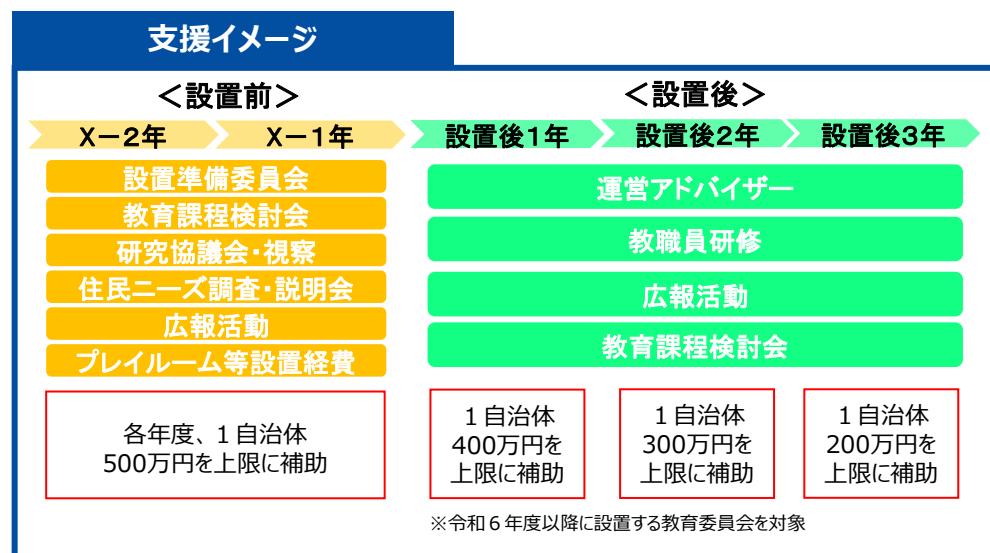


背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 中学校35人学級の実施（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）や不登校対応等のための生徒指導担当教師の配置充実に係る教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

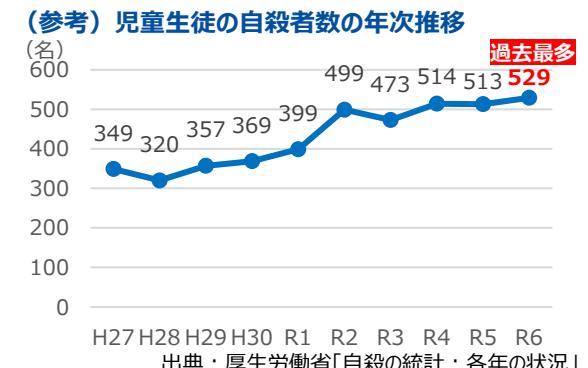
医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化

令和8年度予算額（案）

0.1億円
(新規)

児童生徒の自殺対策の現状

- 令和6年の児童生徒の自殺者数が、過去最多を更新するなど、自殺対策は喫緊の課題。
- これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進等による自殺の未然防止に向けた取組を進めるとともに、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきた。
- また、自殺対策基本法が第217回国会で改正され、子どもに係る自殺対策に関しては社会全体で取り組む必要性が明記され、学校については、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記。



事業の概要

現状の取組



- 自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し対応するほか、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含めた対応をすることが求められる。
- その際、各学校現場では、「教師が知っておきたい子供の自殺予防」(H21年作成) や「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(H22年作成) 等を参考に対応しているところ。
- しかし、これらの冊子等には、近年の児童生徒の自殺対策を考える上で重要な要素を占めるオーバードーズやSNSに関する記載や、特に直近のデータにおいて増加が見られる通信制・定時制高校における対処に関する記載がない。

今後の取組（予定）

- 令和7年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の下にWGを設置。
- 令和8年明けを目指して検討を開始し、**医療機関等と連携した早期対応におけるガイドライン**を作成する。
- 教職員が、作成したガイドラインを踏まえた対応ができるように、
 - ①自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点を教職員が理解できるような、研修動画等（ガイドラインを説明する動画や実践例を示した動画）を作成
 - ②作成した研修動画等について、広報・普及啓発を行う。

→**教職員が、正しい知識をもとに、自殺リスクを抱えた児童生徒に対応できるようになることで、自殺者数の減少を目指す。**

委託先
採択数

WG（非予算）において
ガイドラインを作成

令和8年度予算において
ガイドラインを説明した動画を作成
作成した動画を広報・普及啓発

【委託先】 民間事業者等（1機関）
【委託内容】 動画制作費、広告掲載費 等

夜間中学の設置促進・充実

令和8年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

1億円



背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとて、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和7年4月時点 62校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 100百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 12百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する
都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶公立学校施設の整備
- ▶学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

8. 生涯を通じた障害者の学びの推進

特別支援教育の充実

令和8年度予算額（案）

51億円

(前年度予算額)

51億円



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 4,642百万円(4,562百万円) (拡充)

5,300人分 (+400人増)

- 学校における医療的ケア看護職員の配置(修学旅行等や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援

◆医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 13百万円(31百万円)

- 医療的ケア児への保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 57百万円 (89百万円)

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

- 幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

- 就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (新規)

- 合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 (新規)

- ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆インクルーシブな学校運営モデル事業 77百万円 (77百万円)

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実事業 36百万円 (40百万円)

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教師を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のためのコンテンツを開発 (新規)

②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆外部専門家の配置等 180百万円(156百万円)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援(拡充)

②災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

障害のある子供のICT環境の整備

◆入出力支援装置の整備 令和7年度補正予算額 473百万円

- 障害のある児童生徒が1人1台端末(パソコンやタブレット)等を効果的に活用するために必要な入出力支援装置を整備(補助率10/10)
<整備例>視線入力装置、音声文字変換システム、点字ディスプレイ等

国立特別支援教育総合研究所におけるセンターの新設

◆ウェルビーイングS&Iセンター(仮称)の新設 73百万円 (新規)

- 強度行動障害等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応するための「ウェルビーイングS&Iセンター(仮称)」の新設に係る経費

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

48億円
47億円）

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：5,300人分 (+400人増) ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <p>※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。 訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</p>

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3
国：1/2 補助事業者：1/2 (私立幼稚園)

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用できるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
配置人数：**730人分 (+170人増)**

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスクリキング教育プログラムの構築

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

0.6億円

0.9億円

背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児健診の結果を有効活用する等、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。



件数・単価	4箇所 × 1.9百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒への適切なアセスメントを実施し、1人1台端末を含むICT機器を活用（アクセシビリティ機能等）した効果的な支援に関する実践研究を実施する。



件数・単価	5箇所 × 3.6百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

高等学校における特別支援教育充実事業

20百万円【新規】

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、特別支援教育体制のモデルを構築する。



件数・単価	4箇所 × 5百万円
委託先	都道府県・指定都市教育委員会

発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

10百万円【新規】

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



件数・単価	4箇所 × 2.5百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和8年度予算額（案）

(前年度予算額)

0.8億円

0.8億円

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。

また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。

このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（令和6年12月27日）

○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築に取り組む。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



件数・単価 13箇所 × 約5.1百万円

委託先 教育委員会、大学等



- ▶ **一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定**
 - 学校運営連携校に「連携協議会」を設置
(構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
 - 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ **交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究**
- ▶ **現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討** など

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価 1箇所×約9.6百万円

委託先 民間団体



聴覚障害教育の充実事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額

0.4億円

0.4億円）



現状・課題

聴覚障害教育については、児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。文部科学省では「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、令和7年度事業において、聴覚障害や手話に関する理解を深めるための児童生徒等向けコンテンツ開発に取り組んでいるところ、令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、今後、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

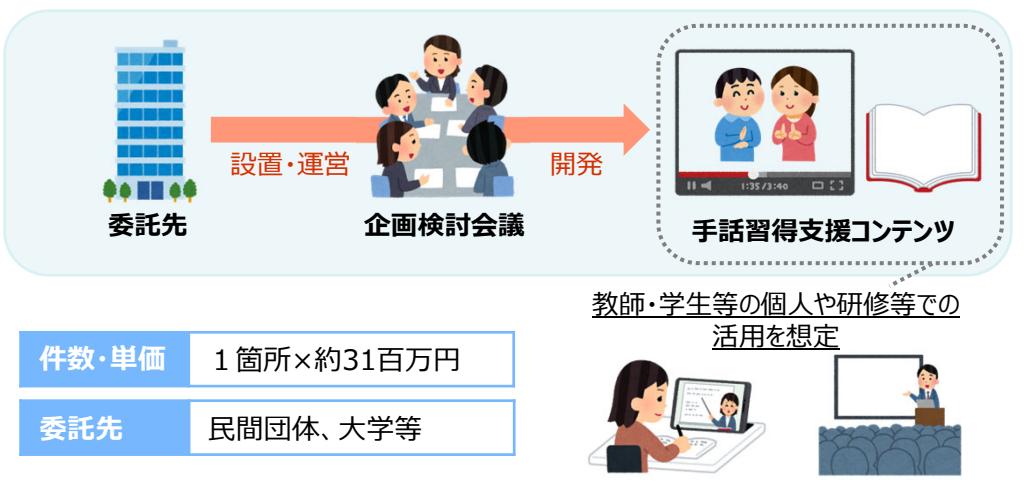
事業内容

1. 教師等向け手話習得支援コンテンツの開発

手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教師や教師を目指す学生等が活用できる手話習得支援のためのコンテンツを開発し、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る。

（開発するコンテンツ例）

- 各教科等の指導、生徒指導や教育相談等の学校生活における具体的な場面に即した動画コンテンツ 等



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解・認識の高まりや、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒数は増加しており、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育の充実が求められている。

こうした現状を踏まえ、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的・組織的に対応するため、第6期中期目標期間を重点期間として、『ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)』を新設し、障害のある一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができる教育の実現に貢献していく。

ウェルビーイング S&Iセンター(WSIセンター)(仮称)

ミッション

- ◆ 新たな政策課題に中核的・機動的に対応する調査研究 ◆ 障害独自の特性のため自治体等では対応が困難な課題等に対応する指導助言・研修提供
- ◆ 国内外の取組の現状把握・分析及び理解啓発のための情報発信等の強化

※S&Iとは、Solution & Innovation(課題解決＆革新), Inclusion & Support(共に学ぶ＆サポート), Individualization & Specialization(個別化＆専門性)の3つの意味

調査研究の実施

- ◆ 多様化する教育現場の課題への対応(強化)
 - ・ 強度行動障害や盲ろう児教育等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応
- ◆ 民間企業等との共同研究(強化)
 - ・ 民間企業等と連携し、効果的な支援機器や教材に係る共同研究・開発を実施
- ◆ 次期学習指導要領に向けた調査研究(新規)
 - ・ 次期学習指導要領の内容や実装後の課題の調査研究を実施
- ◆ 国連障害者権利委員会勧告に向けた対応(新規)
 - ・ インクルーシブ教育システムの先進的取組事例等の調査や諸外国との比較分析
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた調査研究(強化)
 - ・ 地域・学校における現状と課題に焦点を当てた実践的な研究を実施

自治体へのアウトリーチによる指導助言

- ◆ 当研究所の研究成果を活用した地域課題へのアプローチ等
 - ・ 過去に地域支援事業に参画した自治体に対する指導助言を実施
- ◆ 教育課程・指導法の開発及び指導者向け研修等の実施(新規)
 - ・ 次期学習指導要領を踏まえた教育課程・指導法の開発や、実践的な研修の実施

国際的な情報収集・情報発信による理解促進

- ◆ 諸外国の特別支援教育に係る情報発信(強化)
 - ・ 諸外国の特別支援教育施策に関するレポート等を戦略的に作成・公表
- ◆ 諸外国の最新の動向の把握・分析(強化)
 - ・ 令和9年度の対日審査を念頭に、国際学会への参加を通じた各国の状況を把握
- ◆ 海外の研究機関等との交流(強化)
 - ・ 海外の研究機関との研究協力・交流や協議会の開催等の交流事業を実施

特別支援教育にかかる理解啓発のための情報発信

- ◆ 改正障害者差別解消法や学習指導要領を踏まえたインクルDBの更新(新規)
 - ・ 学習指導要領の改正に係る動向等を踏まえ、インクルDBを計画的・継続的に充実
- ◆ インクルDBの活用に係るセミナーの実施(強化)
 - ・ インクルDBを効果的に活用した取組や研修を広める実践的なセミナーを開催
- ◆ リーフレット、コンテンツ等による普及啓発(新規)
 - ・ WSIセンターにおいて実施する調査研究の成果等を情報発信を実施

クロスマーチ等による所外専門研究者等の研究活動への参画

9．各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

5,824億円
4,074億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金

5,800億円

公立高等学校授業料不徴収交付金
高等学校等就学支援金事務費交付金

0.1億円
24億円

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

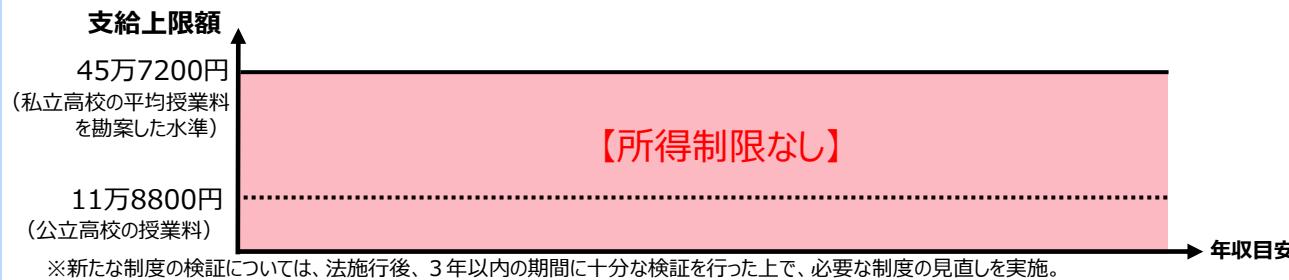
- ◆自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10／10国負担から1／4の都道府県負担を導入。
(設置者が代理受領)

【新制度】所得制限：なし

支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



新制度 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度 対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、

⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

高校生等・新修学支援

(就学支援金新制度対象外となる外国籍生徒等への修学支援)

令和8年度予算額（案）

13億円

(新規)



事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援することとされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

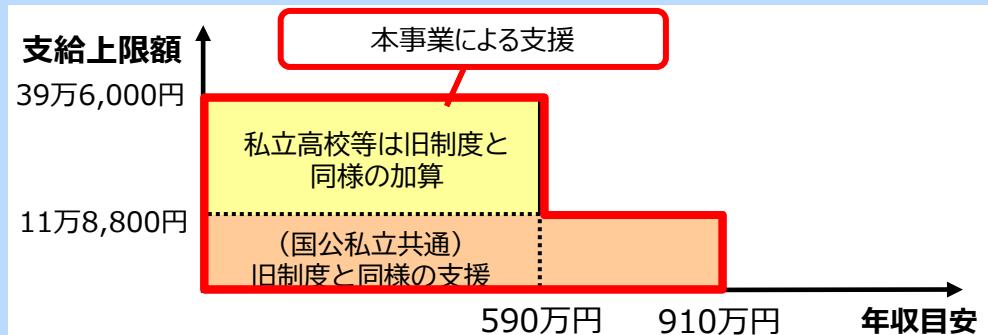
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3／4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

①R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒)※留学生除く

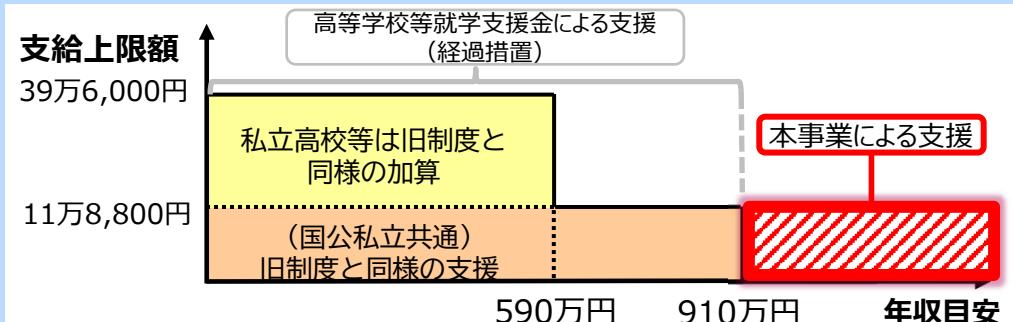
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



②R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒)※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生、留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象 経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額（案） 322億円
 (前年度予算額) 152億円

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

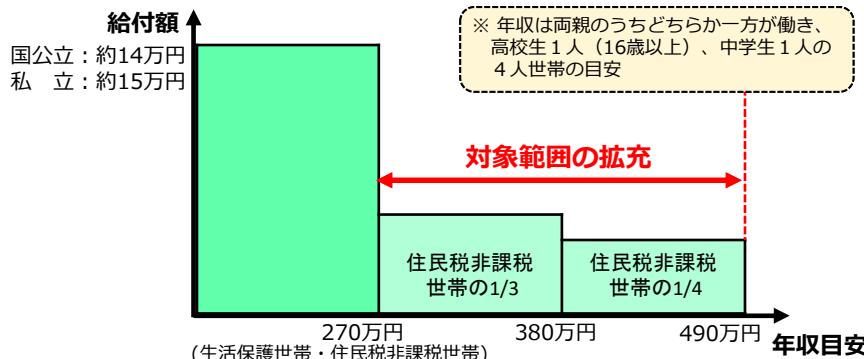
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

■三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日
 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

（3）高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

●子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするために、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

＜令和8年度 支援スキーム＞



＜令和8年度予算案 給付額＞

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・ 住民税非課税世帯)		拡充部分			
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)	年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	国公立	私立
生活保護世帯	32,300円	52,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円
						13,030円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
- ※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象 経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

実施 主体

都道府県

補助 割合

国 1/2 都道府県 1/2

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困の解消に向けた対策の推進等



令和8年度予算額（案）

30億円

（前年度予算額）

30億円

〔参考：復興特別会計〕

2億円〕

現状・課題

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）や「子ども大綱」（令和5年12月閣議決定）を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和6年6月に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念の充実等が盛り込まれたことを踏まえ、教育の機会均等を保障するため、教育費負担のさらなる軽減を実施する。

事業内容

（1）教育相談の充実

- スクールソーシャルワーカーの配置充実 **25億円（24億円）**
 - ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
 - ・貧困対策を含む、課題を抱える学校への重点配置（11,000校）等

補助率

1／3

交付先

都道府県、政令指定都市、中核市

（2）要保護児童生徒援助費補助

- 要保護児童生徒援助費補助金 **5億円（5億円）**

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助への国庫補助を実施。「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図り就学援助の着実な取組を支援する。

補助率

1／2

交付先

都道府県・市町村

- 地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業（就学） **0.2億円（0.2億円）**

地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）について、令和7年度までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについても、遅くとも令和10年度までに移行を完了できるよう、自治体からの技術的な相談などへの対応等を行う。

件数

1箇所

委託先

民間企業等

関連する事業

- 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害） **1億円（0.5億円）**

大規模災害により被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援を行う。

＜関連施策＞

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

参考（復興特別会計）

- 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） **2億円（5億円）**

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

令和8年度予算額（案） 5億円
 (前年度予算額)
 5億円

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間

昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和5年度：約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆**補助対象費目**：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和8年度予算額（案）

単価の引き上げ

・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校： 57,060円 → 64,300円 (+7,240円)
 中学校： 63,000円 → 81,000円 (+18,000円)



【参考：準要保護者への就学援助】（令和5年度：約114万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体

市町村等

補助割合

国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

0.2億円
0.2億円



現状・課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）において、自治体は令和7年度末までに、標準準拠システムへの移行を目指すことになった。その後、改定された標準化基本方針（令和6年12月閣議決定）において、移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）を講じて、円滑な移行を後押しすることとなっており、引き続き、国において必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間

令和3年度～

- 令和7年度までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについて、遅くとも令和10年度末までに移行を完了させることができるよう、国は標準化法第9条に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。
- また、令和8年度は、自治体が行う標準仕様書への適合確認の支援、他制度の制度改正や共通事項の改定に伴う標準仕様書の改定のほか、経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いに係る所要の検討を行う必要がある。
- このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

自治体の標準準拠システム移行支援

- 標準準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問合せ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究など

標準仕様書の随時改定

- 他制度改正や共通事項改定に伴う標準仕様書の改定対応

経過措置の対象機能の標準化に係る検討

- 経過措置の対象となった機能に係る自治体の移行状況分析
- 分析結果を踏まえた標準化基準上の取扱いの検討



関係する閣議決定など

■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）

地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組についても、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025 年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。

■「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）

現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。

標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行う制度。

件数 1箇所 委託先 民間企業等

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和8年度予算額（案）

(前年度予算額)

1億円

0.5億円

現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部 **（2/3）を国庫で支援**する。

本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

事業実施期間

平成28年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 被災により就学困難となった児童生徒

（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 被災により就学困難となった生徒

（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

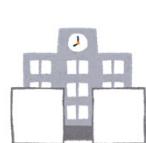
（対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒

（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒

（被災により支弁区分が変更となった者も含む）



（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上

・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

2億円 【東日本大震災
5億円）復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の全額（10/10）を国庫で支援（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域 ……（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域 ……（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者）震災により就学困難となった児童生徒

（対象費目）学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

（対象事業）市町村等において行う就学援助事業

※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者）原子力災害により就学困難となった生徒

（対象事業）都道府県において行う奨学金事業

（返還免除）原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者）原子力災害により就学等が困難となった児童生徒

（対象事業）都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者）原子力災害により就学困難となった児童生徒

（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）

（対象事業）都道府県等において行う就学奨励事業

（対象費目）学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者）原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上

・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

（対象事業）都道府県等において行う授業料等減免事業

※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

へき地児童生徒援助費等補助金

令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

22億円
21億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

（1）スクールバス等購入費

8億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

（2）遠距離通学費

10億円（10億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

（3）離島高校生修学支援事業

2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

（4）その他

2億円（2億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1／2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3）



10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

健全育成のための体験活動推進事業

令和8年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

1億円



事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

（1）宿泊体験事業



①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する補助

②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上の取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

（2）地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1／3

経済財政運営と改革の基本方針2025

(R7.6.13閣議決定)

『質の高い公教育の再生
豊かな感性や創造性を育むための体験活動
(略) 等を推進するとともに…』

地方創生2.0基本構想

(R7.6.13閣議決定)

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『○体験活動・交流活動の充実
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

キャリア教育プラットフォーム形成支援事業

令和8年度予算額（案）

0.1億円

（新規）



背景・目的

- 地域における産学官連携による質の高いキャリア教育の実施は、子供たちの地元への愛着形成や地域定着等の地方創成に資するもの
- 現在、各地域・学校で行われるキャリア教育の取組について、学校における地域や企業等と連携した人材の確保や、受け入れ先の新たな開拓に課題があり、活用できるリソースも限られているとの指摘がある

地域の教育関係者・産業界・行政等が連携し、より効果的に、それぞれのリソースを活かしたキャリア教育が実践できるようにするために、
「キャリア教育プラットフォーム」
の構築を推進し、もって地域に根差した人材育成を促進する

事業イメージ

キャリア教育推進連携協議会 の設置（必置）

- 域内のキャリア教育関係者（首長部局、経済団体、学校、大学、NPO法人等や教育支援センターなどの不登校支援機関等）によるキャリア教育推進のための協議会の設置及び運営体制の構築を推進
- 事業を受託した教育委員会は、首長部局（商工担当や地域振興担当等）と連携・協力することを推奨

協議会における協議事項の例

- 域内の人材育成の方針
- 域内のキャリア教育のねらいや目標
- 若年者の地元定着等の方策
- 不登校児童生徒に向けたキャリア教育 等

事業メニュー

※ 複数選択可

① キャリア教育に活用可能なリソースの一元化・情報発信

質の高いキャリア教育の実践に有用な、学校外の人材や職場体験受け入れ先等の情報を一元的に集約し、学校関係者（教師）が容易にアクセスし、活用できるようなポータルサイト等を構築

② 地域の企業・産業を体験する「キャリア教育講座」等の開催

キャリア教育推進連携協議会に参画する企業・団体・大学等の協力のもと、キャリア教育に関する講座・体験活動等を実施

③ 小・中・高等学校等の起業体験の推進

教育委員会が実施主体のモデルを実施

◆地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）

第3章 地方創生 2.0 の起動

6. ③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成
(略) 地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、
キャリア教育やA I活用による英語での地域の魅力発信等を
進めるとともに…



キャリア教育推進連携協議会

② キャリア教育に 関する講座等



① リソースの一元化・ 情報発信



③ 小・中・高等学校等 の起業体験



対象

小学校、
中学校、
高等学校 等

委託先

メニュー
①②③

単価

都道府県・市区町村教育委員会 × 3箇所

1箇所あたり 250万円～300万円程度

委託対象 経費

人件費、講師謝金、旅費、消耗品費、
システム構築・運営費、委託費 等

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

1 1 . 義務教育教科書の無償給与

昭和38年度から

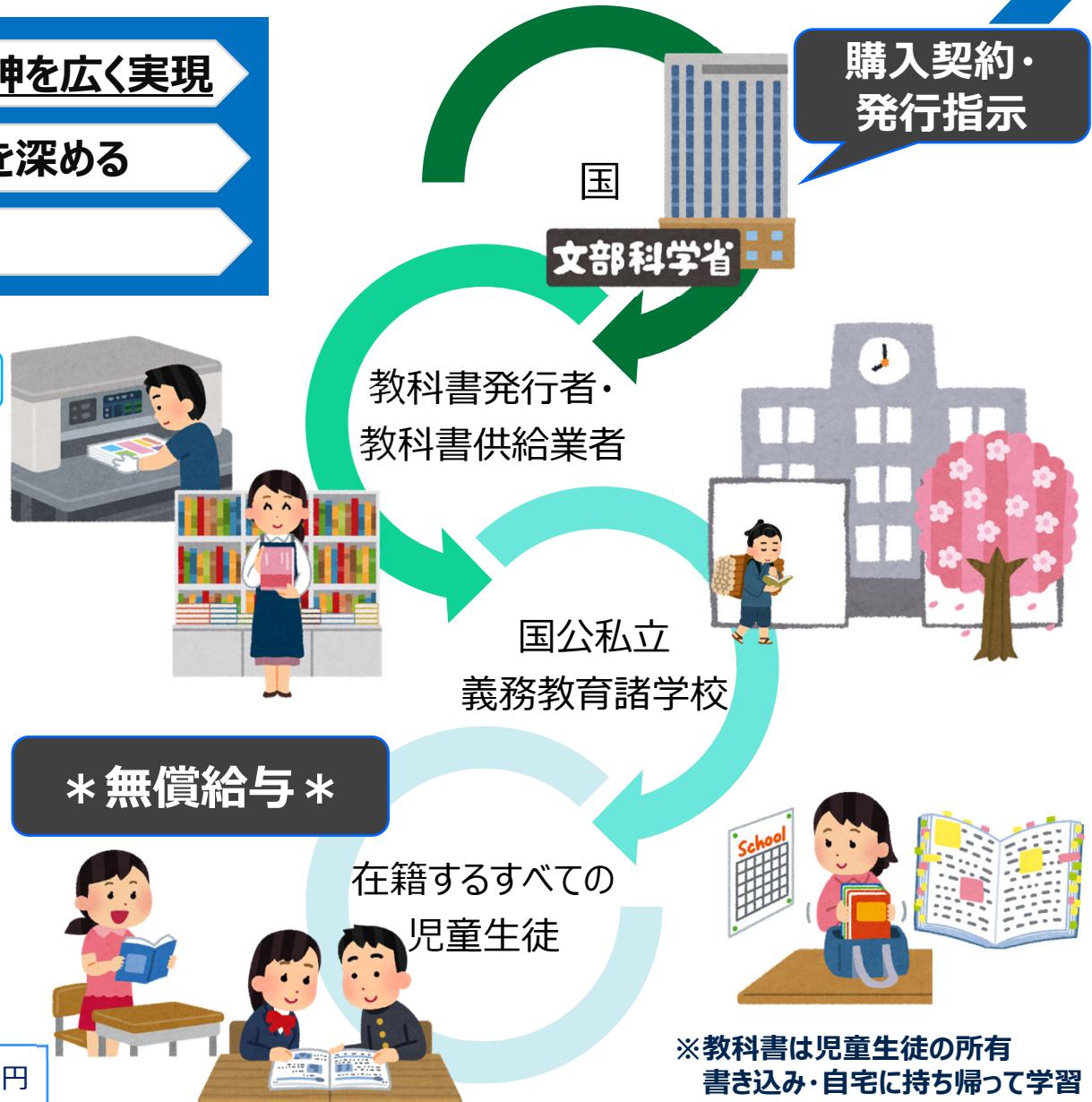
国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

- 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- 次代を担う子供たちの国民的自覚を深める
- 教育費の保護者負担軽減

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R8 (案)	470	+ 1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

適正な教科書価格を維持



【参考：R8児童生徒 1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,443 円	中学校用	6,137 円
------	---------	------	---------

*教科書は児童生徒の所有
書き込み・自宅に持ち帰って学習

<参考>

令和8年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係】

令和8年度東日本大震災復興特別会計予算（案）【初等中等教育局関係】

◆児童生徒等の心のケアや教育支援等 20億円（25億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 11億円（14億円）

・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（214人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 9億円（11億円）

・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（344人）

◆就学支援 2億円（5億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 2億円（5億円）

・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

・就学援助事業に関して、福島県については引き続き本事業による支援を継続し、福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）での就学援助事業による支援へ移行

◆復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援